

令和7年第3回玉東町議会定例会会議録

令和7年9月16日玉東町議会第3回定例会を議場に招集された。

1. 令和7年9月16日午前10時00分招集
2. 令和7年9月16日午前10時01分開会
3. 令和7年9月16日午後6時10分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 玉東町議会議場
6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田 移津行	教育長	下地 哲雄
総務課長	古閑 康広	産業振興課長	清田 豊
建設課長	清田 善雅	町民生活課長	上田 直紹
税務課長	前田 周一	企画財政課長	西浦 仁敏
保健子ども課長	清田 浩義	会計管理者	大城戸 雅昭
教育委員会 事務局長	松永 敏	農業委員会 事務局長	小島 隆一
福祉課長	岩川 康幸	代表監査役	北島 義文

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	高瀬 伸一	議会事務局書記	小山 めぐみ
--------	-------	---------	--------

10. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般質問（7名）
- | |
|------------|
| 2番 功刀圭一議員 |
| 9番 吉住貞夫議員 |
| 3番 大城戸廣澄議員 |

4 番 狩野勝次議員

7 番 林 和廣議員

5 番 坂村勇治議員

6 番 坂本和也議員

日程第 4 議案第 44 号 令和 7 年度玉東町一般会計補正予算（第 2 号） 専決第 6 号
11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

2 番 功 刀 圭 一

3 番 大 城 戸 廣 澄

開会 午前 10 時 01 分

○議長（松尾純久君） おはようございます。

ただ今から、令和 7 年第 3 回玉東町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（松尾純久君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において 2 番、功刀圭一君、
3 番、大城戸廣澄君を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○議長（松尾純久君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日 9 月 16 日から 19 日までの 4 日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日 9 月 16 日から 19 日までの 4 日間に決定しました。

町長のあいさつ及び提案理由の説明を求めます。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） おはようございます。

令和 7 年第 3 回玉東町議会定例会提案理由並びにごあいさつを申し上げます。

本日ここに、令和 7 年第 3 回玉東町議会定例会を招集しましたところ、公私とも御多忙中にもかかわらず、皆様方の出席を賜りまして、開会できますことに深く感謝申し上げます。

今回の定例会に提案しております議案の説明に先立ちまして、8 月 10 日から 11 日にかけての記録的大雨災害に関する被害状況や対応状況等について御報告いたします。

改めて、このたびの大雨により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

本町の被害状況は、9 月 10 日時点において、人的被害はなし、道路に関する被害 9 件、河川に

関する被害 4 件、農地に関する被害54件、農業施設に関する被害12件となっております。公共施設においては、町営住宅稲佐団地 1 階 8 戸、中央公民館、町民体育館が床上浸水し、中学校グラウンド及び町営グラウンドが水没しました。その他、施設周辺のトイレや学校給食共同調理場においても浸水により浄化槽が故障するなど主要施設への影響は多岐にわたります。住家被害は、床上浸水39件、床下浸水33件、罹災証明書発行件数は72件となっております。

本町の災害対応としましては、8月12日に町内全域の被害調査を実施し、災害ごみ仮置き場を開設しました。13日には災害ボランティアセンターを設置し、14日から活動開始いたしました。このほか罹災証明書の発行や被災された方の健康調査等スピード感を持って被災者支援に取り組んでいるところでございます。

災害ごみ受入れや水没したグラウンドの土砂撤去等、災害応急対応のための経費を8月12日付けで専決処分し、後ほど御提案いたします一般会計補正予算においても、災害復旧関連の予算を計上しております。

一方で、このたびの記録的大雨においては、防災無線や防災ラインによる住民への情報伝達が行き届かなかった点や避難所の開設が遅れましたことに対し、町民の皆様に深くお詫び申し上げます。原因や経過等を検証し、組織体制や災害対応マニュアルの見直しを図り、今後同じようなことを繰り返さぬようしっかりと対応してまいります。

それでは、本議会に提案します議案の概要を説明いたします。

議案第44号は、専決処分を行ったもので、本議会に報告・承認を求めるものであります。

一般会計補正予算（第2号）では、8月10日から11日にかけての記録的大雨災害の復旧等に係る経費を専決処分いたしました。主なものとして、被災された方に対する災害見舞金、住宅応急修理に係る経費、災害ごみの処分等に係る経費、中央公民館をはじめとする公共施設の災害復旧に係る経費など、歳入歳出それぞれ2億429万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を52億867万5,000円とするものでございます。

認定第1号から第8号は、令和6年度一般会計及び特別会計、事業会計の決算認定に係るものでございます。

一般会計決算の収支について申し上げますと、歳入総額は65億1,509万6,000円、歳出総額は60億8,435万6,000円となりました。歳入歳出差引額から繰越明許費繰越額を引いた実質収支額は3億5,408万3,000円で、うち2億円を財政調整基金に積み立て、1億5,408万3,000円を次年度に繰り越しております。

令和5年度と比較しますと、ふるさと納税寄附金の増加に伴う返礼品等業務委託費及び基金積立金の増加や、庁舎移転に伴う情報機器移設・ネットワーク構築業務、職員用パソコン更新により総務費が1億6,900万円ほど増加しております。また、障害者福祉費、児童手当や保育所運営経費等の増加により民生費が1億390万円ほど増加し、歳出全体では5億円ほど増加しました。

歳入をみますと、町税は2,500万円ほど減少し、ふるさと納税寄附金は1億8,200万円ほど増加しました。自主財源全体では、1億7,800万円ほど増加しました。また、依存財源で最も多い地方交付税は4,390万円ほど増加、国庫・県支出金が1億4,000万円ほど増加し、歳入全体で4億8,300

万円ほど増加しました。

議案第45号は、「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、この条例を改正するものでございます。

議案第46号は、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、この条例を改正するものでございます。

議案第47号は、「玉東町議会議員及び玉東町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。公職選挙法施行令の一部改正に伴い、この条例を改正するものでございます。

議案第48号は、「令和7年度玉東町一般会計補正予算（第3号）」であります。今回補正する額は、7億762万4,000円の増額で、補正後の予算総額は59億1,629万9,000円となります。

歳入の主なものとして、ふるさと納税寄附金5億円、普通交付税1億7,280万3,000円、既設公営住宅復旧事業費補助金4,000万円を計上しております。

歳出は、ふるさと納税業務委託料で2億5,000万円、ふるさと納税寄附金基金積立金に2億5,000万円、役場駐車場整備に係る経費2,411万円、燃料価格高騰に対応するためのLPガス使用世帯支援に係る経費340万円、定額減税しきれない所得水準の方への給付に係る経費1,829万8,000円、道路の維持及び新設改良に係る経費2,244万6,000円を計上しております。

また、8月の記録的大雨に係る災害復旧関係経費としましては、町営住宅稲佐団地災害復旧工事費8,000万円、公用車購入費440万円、給食配送車購入費850万円、図書室書架購入費814万円、災害ボランティアセンター負担金220万円などを計上しております。

最後に、議案第49号は、人事案件でございます。玉東町教育委員会委員の選任にあたり議会の同意を求めるものであります。

以上、簡単ながら、本議会に提案いたします議案の要旨について説明申し上げましたが、詳細につきましては、主管課長より説明がありますので、十分審議をなされまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

提案理由並びにごあいさついたします。

○議長（松尾純久君） 町長のあいさつ及び提案理由の説明が終わりましたので、これから議事に入ります。

日程第3 一般質問

○議長（松尾純久君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

ただここで7名から大雨災害に関する質問がでておりますが、決して重複の質問をなされないよう注意しておきます。それから、職員の処遇についての質問が2名から質問を受けておりますが、これについても重複しないようお願い申し上げます。

それでは2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） おはようございます。

改めまして、8月の大雨で被害に遭われました皆様に心よりお見舞い申し上げます。そして、次の日、当日から町長はじめ課長の皆様と一丸となって片付け等、復興に向けて活動されていたところを見させていただき、本当に感動しているところでございます。

それでは、議長から通告をいただきましたので、私、一般質問をさせていただきます。

まず質問事項、8月に襲った豪雨災害について。

8月10日から11日未明にかけて、記録的な大雨により玉東町も多くの被害に見舞われました。8月に襲った豪雨災害について質問させていただきます。

一つ、玉東町の被害状況をお伺いします。

一つ、住民への情報伝達手段、防災無線や防災LINEなどの伝達はなかったと思いますが、なぜでしょうか。

一つ、被害に遭われた方々の心のケア等を行われているのかをお伺いします。

一つ、被災者への支援策として、義援金、見舞金、税金の減税などがあるが、町独自に用意する考えはあるのかお伺いします。

一つ、玉東町はいち早く災害ボランティアを立ち上げて、たくさんの方々にボランティアに来ていただいています。今までにどれくらいのボランティアの方々が協力されたのかお伺いします。

以上です。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2番、功力議員の質問にお答えしますが、担当課長より詳しく説明をいたさせます。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） おはようございます。

それでは、2番、功力議員の御質問にお答えいたします。

8月10日から11日にかけて発生した豪雨は、記録的な大雨となり、県内に甚大な被害をもたらしました。広範囲において人的被害や住宅被害が発生しており、当町におきましても人的被害はなかったものの住宅の床上、床下浸水、河川の決壊や道路冠水等の被害は大きいものでした。被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

また、災害応急復旧等に各方面からのボランティアの御協力や関係機関からの物的支援や義援金、見舞金の御支援に深く感謝申し上げます。

それでは、議員の御質問にお答えしたいと思いますが、質問が複数の課にわたっておりますので、私のほうで一括してお答えいたします。

一つ目の当町の被害状況につきましては、配付しております資料をご覧くださいながらお聞きいただければと思います。

建物被害については、自然災害が原因で、住宅がどの程度被害を受けたかを証明します罹災証

明書の発行件数から、床上浸水39件、床下浸水33件で、住宅の付帯設備や動産、住家以外の工作物などの被害の事実を証明する被災証明書から、被害を受けた事業所が34件、個人の40件につきましては、15台の車の水没のほか、雨漏り、エアコンの室外機の水没、ブロック塀の倒壊被害等がございます。

町内道路の被害状況についてですが、全面通行止めが6か所ありましたが、1か所を残し復旧済みでございます。

町営住宅については、稲佐団地の1階部分の8戸が床上浸水し、県の査定関係で復旧のめどは経っていない状況です。

農業関係の被害も多く、農地や農道などへの被害合計が66か所あり、水稻やミニトマトへの作物被害もあるところです。

商工業では31事業所で11億6,545万円の被害額となっております。

福祉施設の葉山苑では、木葉川の決壊により1階部分が浸水したことと、車両が浸水で使用できなくなり、業務への支障がでておりました。

公共施設では、中央公民館と町民体育館が浸水し、使用できなくなり、町営グラウンドと玉東中学校のグラウンドは土砂が流入しましたが、玉東中グラウンドは9月2日に復旧し、町営グラウンドは現在復旧工事中です。教育施設ではほかにも多数被害が及んでいますが、資料に記載のとおりでございます。

次に、二つ目の情報伝達についてですが、10日の21時25分に大雨警報が発表され、この時点で道路の冠水や河川の急激な増水が確認されておりました。22時には役場の雨量計で1時間に110ミリの最大雨量が観測され、木葉川についても22時10分に氾濫危険水位3.28メートルを超えていました。また災害対策本部では、16名の職員で避難所の開設、高齢者の送迎及び国道の冠水による交通誘導を職員と消防団で対応しており、応援職員も参集できない状況で、11日の0時51分に緊急安全確保を発表しております。

今回のように夜間の時間帯や豪雨の中での防災無線や防災LINEでの夜遅くの避難誘導は危険を伴い、避難の情報伝達の判断は難しい状況であったため、放送は行えない状況でした。

今回の災害につきましては、想定をはるかに超え、これまでの災害対応のやり方では通用せず、初動対応や情報伝達が行き届かなかったことで、町民の皆様には不安と御迷惑をおかけしたことにお詫びを申し上げます。

今後は防災計画の見直しを視野に入れ、線状降水帯発生予測情報の発表に備えた対応を徹底し、職員の配備体制の検証並びに災害対応マニュアルの見直しを行い、早めの周知を徹底するなど、災害への備えを万全なものにし、住民の皆様を災害から守り、安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

三つ目の御質問の被害に遭われた方々の心のケアにつきましては、保健こども課、福祉課のほうで現在も継続的に行っています。健康観察の状況について答弁をさせていただきます。

町内の被害状況がおおむね13日ごろ把握できましたので、14日、15日に床上浸水の被害に遭われた世帯と床下浸水の3世帯、合計41世帯82名の方を対象に、被災者の健康管理や被災後の感染

症、熱中症等の二次的な健康被害を予防するための啓発、災害ボランティアセンターへのつなぎを目的に訪問を行うなどの対応を行いました。

この中で健康状態の良くない方が9名いらっしゃいましたが、主に心身の疲労感やストレスの訴え、眠れない、食欲がないなどのうつ傾向、何から手を着けていいのか分からないといったパニック状態など、心のケアを必要とされていました。そのような方たちが長期化によりさらなる心身の負担が大きくならないよう、継続的に訪問を行い、状態を確認していくこととしております。

また、被災後家屋の片付けができず、浸水後の家屋で生活を継続されている家庭が11世帯いらっしゃいましたので、これらのニーズを災害ボランティアセンターにつなぎました。

2回目の健康観察を18日、19日に実施し、その後も現在までに5回の訪問を実施しています。被災者の中には、被災した家にいるだけで苦しくなる、雨の音を聞くだけで過呼吸になるなどの災害後のトラウマ症状や浸水後の家屋での生活することで、湿疹やかゆみなどの皮膚症状、咳などの呼吸器症状がある方等がいらっしゃいましたが、家屋の清掃や修理が進んでいく中で、少しずつ回復しているような状況になっています。

災害ボランティアに対するニーズも、当初の片付け中心の依頼から床下の泥出し、乾燥、消毒への変化していき、住宅の修理等に目処がたってきた方も多くなってきましたが、今後も心身のケアを中心に、支援ニーズについても伺いながら健康観察を行っていく予定にしています。

続きまして、四つ目の質問にお答えします。

被災者への支援策として、義援金、見舞金などがありますが、町独自に用意する考えがあるかについてですが、町独自の支援としましては、住民が水害等に被災した場合の災害見舞金及び義援金の配分がございます。支給対象者は、災害により被災をされ、生活能力を失った方で、今回床上浸水世帯を対象としており、支給額については一律3万円を支給しております。

また義援金につきましては、被災された方々の生活再建を支援するために、お見舞いの気持ちを込めて贈られる寄附金で、災害義援金配分委員会にて、被災者の方への配分率や配分額などを決定し、全額配分を行います。現在、新たな支援については検討を行っておりませんが、今後災害救助法の適用を受けた県内市町村などの動向を鑑み、必要に応じて検討を行っていききたいと思います。

今回の税金の災害減免については、本町の規則によるものですが、全国の自治体でほぼ同じ条件となっております。税別に申し上げますと、固定資産税については、災害による損害の程度で減免を受けることができます。町民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料については、災害による損害額と補填された保険額などにより、損害割合を算出して、前年度所得に応じた減免を受けることができます。今回の災害により、いくつかの自治体が減免特例を定めておりますので、本町の状況を鑑み整備を検討したいと考えております。

最後の五つ目の質問にお答えします。

災害ボランティアの受け入れにつきましては、平成29年9月に玉東町社会福祉協議会と災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書を締結しています。玉東町が災害発生時にボラ

ンティア活動による円滑な救援活動を実施する必要があると認められるときは、社会福祉協議会にセンターの設置、運営を要請する流れとなっています。

災害ボランティアセンターの役割は、被害者のニーズに対するサービスの提供を行うため、ボランティアを必要とする事業の把握と、ボランティアの募集、確保、派遣を行うものになります。今回は13日に設置を行い、ニーズの受け付け、14日にボランティア活動を開始しています。9月8日までの実績としましては、活動日数25日、ニーズの受け付け延べ67件、ニーズに対する完了61件で、6件が未了となっています。この6件につきましては、家屋の浸水箇所の乾燥が不十分のため、消毒できる環境が整っていないような状況となっています。ボランティアの参加者数も23日の53名を最高に、延べ426名の方に御参加いただいている状況になります。今後も未完了のニーズに対する支援として、今後でてきた新たなニーズに対応していくこととしております。

以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

ちょっと今、課長のほうが大体詳しく教えていただいて、私が質問する内容と重複する部分が多々あるかと思いますが、御了承願いたいと思いますそこは、すみません。

まず、8月9日に玉東町のお祭りが行われ、雨模様ということで初の町民体育館で開催していただきました。ありがとうございました。

私は消防署前で毎年駐車係をやっていますが、例年以上にたくさんの方々が来ていただいたんじゃないかと感じているところです。そして、良い思い出ができた次の日の8月10日夜から11日にかけて、記録的な大雨に見舞われ、甚大な被害を受けられた方々がたくさんいます。学生やスポーツ団体の欠かせない町の施設が被害を受けたことは、本当に痛ましい限りです。線状降水帯の発生によりこんなにもすさまじい雨が降り、一瞬にしてこんなにも被害がでることが予測もしておらず、まず一つ目の被災状況ですが、9月10日まででいきますと罹災証明書発行件数が72件、住宅で床上浸水が39件、床下が39件というところでした。

まずお聞きします。町長は70年ちょっと玉東町で生きてこられている中で、玉東町はこんなにも大雨により被害がでたことは初めてのことでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2番、功刀議員の質問にお答えいたします。

初めてじゃないです。以前ですね、昭和28年、28年は熊本の白川水害だったから32年、このときですね、相当玉東にも雨が降っています。死亡者もでております。西安寺で崖崩れがあつて死亡者がでました。木葉も一面水浸しになったということを記憶しているわけですけど、それから木葉川の改修もだんだん進みましたが、現在の雨の降り方、これには木葉川も対応しきれないということが今回はっきりしたわけですね。

以前からですね、木葉川の改修、拡張をお願いしてきたんですけど、オレンジタウンを造るときも拡張用地をちゃんと確保して、早めにやってくれとお願いをずっとやってきたんですけど、なかなかかってくれないということでですね、今回の被害がでたということですけど、平成18年

だったかな、久保田橋が落下した、あのときも相当ひどかったんです。あのときもですね、葉山苑が床下浸水と、そこまでいっとるわけですね。今回みたいに床上浸水は初めて、絶対ですね、線状降水帯には対応しきれないと。時間雨量110ミリ、大体木葉川の氾濫はですね、時間雨量大体5、60ミリ降ったら対応できないような状況なんですね、いつ決壊し、オーバーフローするか分からない状況だから、木葉川の改修を急いでくれとあって、私と議長と建設課長と早速国のほうに9月の2日、3日だったかな、要望に行ってきたわけなんです。しっかりお願いしてきましたから、早めの改修をやってくれるんじゃないかなと、そのまましとったんじゃJR橋が7、8年かかると、そして上流域にくるまでには今から15年は最低かかるんじゃないかなと、そういう思いがあったもんで、JR橋をとにかく急いでくれと、半分ぐらいでやってくれないだろうか。それから208号の田崎橋、ここが一つのネックになります。この二つをしっかり要望してきましたから、それには対応してくれるんじゃないかなと今は期待しているところであります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 町長のほうから、昭和30年ですかね、甚大な被害が玉東町に起きているということをおね、私は初めて知りました。私は、おそらく先ほど言われた20年前ぐらいだと思うんですね、その大雨が一度きたときに、このときに1回新しく稲佐の町営住宅ができた年だったんじゃないかなと思います。そのとき稲佐住宅のほうも床上浸水でやられたというところが一度あって、でもここまで床上浸水がひどかった、周りの住宅がひどかったというのは、ここ近年、20年でいけば今回が初めてという被害ということが分かりました。

でですね、9月5日に建設常任委員会の方々で委員会を開かれて、8月豪雨の災害の状況をですね、現地に行かれて見に行かれたとお聞きしております。私もそのときの災害状況の一覧表をいただくことができましたので見させていただきましたら、本当にかんりの大雨の被害がすごく、言葉を失うところですが、ちょっと二つ目の質問に入っていく前にですね、これまでにない記録的な大雨に見舞われた今回ですね、町長、先ほどですね、国のほうに陳情に行ってきたと今、説明をしっかりとしていただいたんですけれども、もしですね、また可能ならば、もう一度どういふのをまたしっかりと要望、陳情をしてきたということをおね、またお聞かせ願えないでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） ではもう一回答えます。

東京に陳情に行ったのはですね、木葉川のJR橋、この改修が7、8年かかるということで、これを半分にしてくれんですかということをお願いしたと。それから208号の田崎橋、この改良をお願いしてきました。そして高規格道路、この玉名バイパスの延長という形でですね、水害があって、この水害で90人ぐらい避難してきましたけど、3分の2は町外の人だった。それはなぜかというと、国道が浸かって通れないということで避難されてきました。そういうことがあるものでやっぱり迂回路が必要なんだということで、高規格道路のお願いもしてきました。

それから、木葉川の改修をですね、JR橋の改修が終わると同時に、一緒に上流の拡幅もお願い

いしてきたと。木葉川は県ですけどね、県に言うてもどうしようもないと、国からですね、圧力をかけてもらわんと、県は金もないからどうしようもないだろうと思って国にお願いをしたところであります。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） しっかりとですね、陳情に行っていたいたということで、本当に早くですね、木葉川がいち早く改修工事に取り掛かってくれることが一番の願いなのかなと私も考えているところです。

そしてですね、玉東町もこれほど被害を受けているわけですからね、今ですね、局地激甚災害というのですかね、に指定されておられるところで、激甚災害に指定される見込みというのはどうですかね、これから先、見込みは、見込みがないと本当ちょっと大変じゃないのかなと思うんですけども、その見込みの予定というのはどがんですか、どがん、要望されているところですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2番、功刀議員の質問にお答えします。

激甚災害はまず間違いなく指定されます。局地激甚災害これはですね、商工関係、九州オルガン針、これが莫大な被害を受けたと。オルガン針工場は、私たちもあり身近におるもので、そんなに有名な会社かと思うんですけど、やっぱりよそこに聞くとですね、九州オルガン針は大した会社だと、やっぱりそれが被害を受けたということでですね、局激災害というのを認めてくれるんじゃないかなと。一応国会議員からはですね、局激に指定されるという報告は受けております。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

それではですね、二つ目に入っていきます。住民への情報伝達手段、防災無線や防災LINEでの伝達がなされなかったことについてお聞きしたいと思います。

まず8月10日に起きました記録的な大雨で、気象庁の情報で、先ほど言われました夜9時25分に大雨警報が発表され、玉東町は夜10時に災害対策本部が設置されていると。そのときは役場に行かれている職員の方々が16名だったのですかね、ちょっと分からなかったですけど、既に冠水している状態ということでよかったのですかね、このときの状況では、その招集されたときに来られている職員の方々は。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2番、功刀議員の質問にお答えします。

9時25分、テレビを観よったらですね、玉名市が高齢者等避難指示というのが出まして、私もそれからですね、防災服に着替えて軽トラで役場に向かったんですけども、その時点ではですね、もうローソンの前はタイヤが半分ぐらい浸かる状況だったんです。役場に来たときはですね、防災担当、■■君が1人で私が2番目、それからだんだん職員がきましててんやわんやだったんですね、電話対応で、私も来てからですね、身を守る体制をとるようにという防災無線を流せと言

ったんですけど、もう防災無線を流す暇がなかったということで、この大雨ですね、線状降水帯この雨は初めての経験ですね、普通の台風とかの雨じゃないなと思った。報道も遅かったんですよ、気象庁の報道も、あれがもう1時間早かったらば対応できたんじゃないかなと。

葉山苑もですね、入所者を2階に上げるのが精一杯だったと。1階の車をふれあいの丘に持っていくのはもう間に合わなかったと。葉山苑も常日頃から言っとるわけですよ、何かあった場合は役場も対応するから連絡してくれと、もうそういう暇がなかったと、この線状降水帯の恐ろしさというのをですね、まざまざと感じたところでもありますので、この状況をですね、経験として、今後は備えていかなければならないと。

やっぱり一つはですね、功刀議員も言われた、前の日の夏祭り、これがですね、成功裏に終わったということで、ちょっとうきうきした気持ちがあったんじゃないかなと、油断があったんじゃないかなと反省もしながら、今後の対応は十分やっていかなければならないと。ただ、人災これがなかっただけでもですね、よかったと思っております。もう水をですね、止めることはできないと。これは衝立を持って行ってですね、水を締め切って人間の力ではどうにもできないと。これだけ降ったらですね、これにはどうしようもないということで、その対応をですね、しっかり拡幅ということでお願いをしていきたいと。再度線状降水帯がきたら、今、●●●とか全部やっていますけど、同じはめになるということを県にもしっかり分かってもらいたいなと思っているところであります。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 分かりました。防災無線や防災LINE等でのお知らせが町民の方々にね、電話の対応だったりとか、今から情報を伝達しても避難するのは逆に危ないという判断でですね、町のほうはですね、努めていただいたというところでね、すごく分かっております。

そしてですね、一応私ですね、議員さんが南関とか和水とかにありますので、ちょっと尋ねてみたんですよ、この当時のことをですね、南関のほうはですね、8月10日の大雨への町民の方々にですね、情報伝達のほうをですね、南関のほうはですね、6時半ぐらいにですね、避難所の開設をして自主避難の呼び掛けをね、かけているというところで、和水町のほうもですね、6時に菊水と三加和に一つずつの避難所の開設、そして自主避難の呼び掛けをですね、いち早く行っていたというところでですね、我が町のはですね、防災マップを見て、防災情報の流れというところでですね、見たんですけども、町長の言われるように気象庁のほうからね、連絡が遅かったのかもしれませんが、その情報を報道機関、そして熊本県のほうにと気象庁のほうからですね、大雨洪水注意報だったり大雨警報などの情報を流し、それから熊本県のほうから玉東町のほうに情報がおりてくるというような流れが載っていたんですね。それから玉東町は町民への伝達をするという流れでおってですね、南関町も和水町もですね、夕方6時から6時半にですね、自主避難の呼び掛けをされているので、玉東町にも何らかの形でその情報が流れてはきたんじゃないのかなあとちょっと思ったりもするところもあるんですけど、そこはどうだったんでしょうか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 功刀議員の御質問にお答えします。

この線状降水帯発生情報につきましてはですね、一応メールのほうで11時と16時に来ております。ただそのときは注意喚起のようなメールでございましたので、私のほうもそこまで対応するような感じで受け止めなかったという状況でございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 分かりました。それではですね、玉東町で避難所の開設が11時ごろということでした。町長のほうで避難者の最大90名というところで、この割合をね、町民の方と町外の方の割合を町長、話していただいたですね。どのくらいの割合だったかもう一回、ちょっと課長のほうからでいいので聞けますか。割合、町外の方々と町外の方々の割合をちょっとお聞かせください。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） もう一度避難所の状況について御説明いたします。

11日の4時50分が最高の避難者数で90名です。男性が47名、女性が43名です。3分の2は町外の方ということでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

町外の方がたくさん、あそこの208が通れないというところで、こうやって避難所のほうに足を運んでいただいたというところで、分かりました。

そしてですね、次の日またいで0時51分にですね、玉東町も緊急安全確保発令レベル5が発令されました。今回住民への情報手段の防災無線や防災LINEでの情報を質問しましたがね、やっぱりたくさんの方々の町民の方から私も言われましたし、私も情報がなかったことにはちょっと疑問もあったんです。テレビ等の情報もちろん大事です。でもですね、やっぱり玉東町からの町民への情報がですね、やっぱり一番安心というか信頼できるというか、行動に移せるんですね。だけながですね、いま一度防災対策の見直しや情報伝達の見直しをね、しっかりとお願いしたいと思いますが、町長も先ほどもしっかりと見直していくと言われましたが、もう一度伺いできますかそこのところを、課長のほうで大丈夫です。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 功刀議員の御質問にお答えいたします。

情報伝達につきましては、先ほども申し上げておりましたが、本当に少ない職員の人数ということですね、そのへんの段取りがうまくできなかったことは事実でございます。ただ功刀議員の御指摘のとおり、何らかの情報は出すべきだったかなと、あとで思えばそういうふうに感じております。また今後はその情報伝達の方法や職員の配置なども含め、今後マニュアルの見直しを徹底して行い、今後につなげていきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。ではこれからしっかりとまたよろしくお願いたします。

それでは、3番目の被害に遭われました方々の心のケア等に行われているかについてお聞きしたいと思います。

私が一番心配するところが、やっぱり大雨により被災を受けた方々の心です精神的なところで、水が家に入ってくる恐ろしさ、立ち直れるだろうか、今も恐怖が消えずにいるだろうと思います。保健こども課など、福祉課などでしっかり対応していただいていることを聞けて安心しました。被災に遭われた方々に訪問に行っていただき、1回目の健康観察が8月の14日と15日と、2回目が8月の18日と19日、3回目が8月23日とありですね、今回被災に遭われたたくさんの方々の自宅がありますが、どうですかね、全部訪問できている確率というのは全部大体訪問されたんでしょうか。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 2番、功刀議員の御質問にお答えします。

訪問につきましては41世帯行っております。床上浸水された方ですね、こちらはすべて38世帯と、床下浸水でちょっと気になる世帯、こちら3世帯訪問を行っているような状況になります。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 先ほどもありましたけど、御年配の方々も結構被災に遭われたと思います。健康観察でですね、先ほども課長のほうから言われましたけど、体調の変化、体調がどのように悪くなったというのをですね、いま一度お聞かせ願えないでしょうか。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 約1か月ほど経ちましたけど、やはり心身のストレスを抱えていらっしゃる方というのはですね、まだまだいらっしゃいます。あとですね、やはりどうしても畳が湿っていたりですね、そういった部分もまだ乾燥がきちんと終わっていないような世帯もありますので、総務課長のほうの答弁のほうにもありましたとおり、皮膚の疾患ですね、こういった部分もお持ちの方もいらっしゃいますけど、この1か月の間でですね、だいぶ家屋の修理等進んでまいりましたので、そういった方はですね、減少傾向であります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 心身の疲労感、ストレスの訴え、うつ傾向だったりパニックの傾向、いろいろと身体のダメージが大きいことが分かりました。心のケアなど絶対大事なことでですね、悩まれていると思いますが、今回この役場などなんかでのこういう心のケアとか、いろんな被災された方々の相談の窓口の設置というのはされておられるんでしょうか。お聞きします。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 特段その他の方にですね、窓口として設置していますというふうな連絡等は行っていませんけど、今後につきましてはですね、基本的には福祉課のほうで対

応するような形にしております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 今のところは訪問のほうを頑張ってますね、これからもしかしたら窓口の設置も検討していただけるというところで大丈夫ですか。やっぱりですね、今回かなりの被害を受けられて、どうしていいか分からない、これからどうしたらいいのか分からない方々が多分たくさんいるときは、やっぱり相談できる場所は役場しかないと思うんですよね。そこでは役場にそういう設置していただいたほうが、速やかにこうやって復興に向けて被災された方々も進んでいくのではないかと思いますので、いま一度お願いします。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 2番、功刀議員の御質問にお答えします。

窓口としましてはですね、それは周知をすれば済むことかと思っておりますので、何らか周知をしてですね、相談窓口としては対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

本当に特にですね、被災された方々への健康観察は、単なる健康状態の確認にとどまらず、やっぱり心のケアという側面においても非常に重要な取り組みであると考えます。被災直後から現在に至るまでね、継続的に被災者のもとに足を運び寄り添い、声に耳を傾ける姿勢はね、被災者の方々に安心感を与え、心の負担を軽減することに貢献していると確信しています。これからも引き続き被災者の皆様に寄り添っていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは次の四つ目のですね、被災者への町独自の支援策等について、総務課長のほうからいろいろとですね、伺ってはいいただいたんですが、いま一度もしよければですね、税務課のですね、税金の減免について、いま一度詳しくもしよかったら教えていただけませんか。

○議長（松尾純久君） 税務課長、前田周一君。

○税務課長（前田周一君） 2番、功刀議員の御質問にお答えいたします。

重複しますが、本町の条例規則におきまして、今回の減免については対応をさせていただくようにしております。税別に申し上げますと、固定資産税につきましては、その災害の損害の程度に応じて減免を受けることができます。そのほかの町民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料につきましては、災害による損害額から保険で補填された金額の差額が一定割合を超えますと減免を受けることができるということになっておりますので、この条例規則に応じて減免を検討しておりますけれども、先週ある自治体はその改正をして、減免を受けやすいような措置をとられておりますので、その情報も鑑みて今後の減免措置については検討をさせていただきたいと考えております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

固定資産だったり町民税、いろいろとですね、税金のほうが減免をされるというところで、だから先ほど課長のほうから言われたとおり、各自治体、別の自治体がこういうふうに免税しやすい条例だったりまた作って見直してくれるて、これは是非ともやっていただきたい、よろしくお願いします。

では次、福祉課のほうにですね、ちょっとお聞きしたいと思います。

今回かなり床上浸水したお宅や床下浸水もそうだし、先ほど課長の答弁のほうから3万円の見舞金の支給とありましたが、今回は床上のほうが対象というところになりますけれども、いまだ一度何世帯ありましたか、教えてください、床上が。

○議長（松尾純久君） 福祉課長、岩川康幸君。

○福祉課長（岩川康幸君） 2番、功刀議員の質問にお答えいたします。

今回の災害につきまして、見舞金の対象者につきまして、床上浸水のは39件になっております。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 本当ですね、今回は床上と、床下はちょっとないというところですね、それでも見舞金をそうやって出していただけることに感謝いたします。

今回ですね、水害で家だけじゃなくて、車の浸水もかなりやられておりましたが、ここの調査というのは、課長は先ほど15台と言われたのは、それは何の15台ですか。全体の町で、その調査の報告では15台という調査を先ほど答弁のなかで言われたんですけど、それは。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 功刀議員の御質問にお答えします。

先ほど自家用車の被害が15台というふうに申しましたが、これは被災証明書の申請からひろった件数でございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ということは、本当言うならまだ数多く、本当は被害に遭った車は多分まだあるというところで感じているところで思っております。

やっぱり財政の問題もあるのでですね、私もそんなに強くは何も言わないんですが、車自体も廃車結構なられていうところで、ここにも1万円でも2万円でも調査してですね、そういう見舞金は車にも出せないのかて、もちろん難しいのは分かっているけど、このあいだ鹿児島が先に霧島市が線状降水帯でやられて、そのときにはこのあいだの議会で決まったことは、車にも見舞金出しますよと、そこは3万円ですというところで可決されておったわけで、玉東町はそこまではないのかなとちょっと聞いてみたところですけど、回答できますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2番、功刀議員の質問にお答えします。

功刀議員が心配されることはよく分かります。最後にですね、義援金、支援金をいただいておりますので、その配分を考えるとですね、言われたことを考慮してみたいと思います。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

少しでも、大体どのくらいね、義援金もそうだけど割合で国から下りてくるのかも県からくるのかもちょっと分からん状態でありますのでですね、それでですね、その次にですね、もう一つは建設課のほうにお聞きしたいと思います。

今回町営住宅のほうで1階8世帯が全部浸かって、また被害が大きくてちゃったんですが、この方々たちは今どちらに行かれてどういう対応をされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 功刀議員の質問にお答えします。

8世帯のうちですね、1世帯の方は民間のアパートに移られておりまして、あと2世帯の方は親戚の方にですね、行かれております。あと残りの方はまだその中で暮らされていることがありますので、一応今、町の町営住宅の空きのほうに移転できないか、あとまた民間アパートの移転できないかを今、相談しているところであります。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 今回1階の方々がまた被害に遭われて、今、別のところに移られているというところで今、お聞きしたんですが、なんかどうなんですかね、家賃等のあれは、何かあるんですかその人たちは、そこに移ったらその人たちはその家賃を払わないといけないのかとか、そういう何か補助金的なものがありますか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 功刀議員の質問にお答えします。

稲佐の町営住宅につきましては、8月分から町営住宅の家賃は全部免除しております。そして民間アパートに移転された場合は、みなし仮設住宅を利用してもらうところで今、検討しております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

だからその工事が復旧するまでの間は、一応家賃のほうは減免というところでしていただけるというところで、分かりました。ありがとうございます。

被災に遭われた方々の中にですね、やっぱり家の中で住めない状況だったりとか、未だに不自由されている方々がいると思うんですが、被災された家の床上浸水までくればもちろん住めないだろうし、2階があればいいけど1階の人たちは住めないかもしれない。そしたらお風呂も入れないと私は考えるんですよ。そのときにですね、その被災された方々の罹災証明書をお持ちになられている方々には、せっかく温泉があるのに、無料サービスというとはしてないんですかね、その被災された方々には、お聞きします。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

あと10分を切りましたので。

○保健こども課長（清田浩義君） 被災者に対する入浴支援につきましては、私の前の保健こども課長から町長への提案はですね、行われております。しかしですね、熊本地震の際ですね、関係ないような方も利用されて、町外の施設で利用された方がいたと、そういった部分を考慮されて、町長のほうが見送りとされております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 今はまだ1か月ちょっと経ちますけれども、まだそういうそこまでの支援はやっていないというところで、入りたいけん、だれでもこうやって無料で嘘をついて入ってくるようなことが起きるという状況でですね、今ちょっと聞いたところでありますけど、今からでもね、まだもしも本当にまた調査してね、やっぱり不自由されている方がおるかもしれない、そういう方々には是非ともですね、やっぱり温泉を無料で入らせて、家が立ち直るまでは何とかそういうことまでね、みていただきたいなという思いがあります。

でですね、最後ですね、じゃあもう時間がないということで、5の災害ボランティアについてちょっとお聞きしたいと思います。

玉東町は早く13日に災害ボランティアを設営していただき、本格的に14日からボランティアをしていただいている状態であります。町と社協でですね、平成29年に災害ボランティアセンターの設置の協定書を結ばれている。今回災害ボランティアは、だから町から社協に委託してボランティアセンターが運営できているということで理解すればいいですよ、まず、ですね、はい、分かりました。もう大丈夫です。

8月10日から11日の大雨で被害が起きてですね、夏休みというところでもありました。中央公民館や町の体育館にですね、やっぱりたくさんの学生さんたちの手伝いもあったと私はお聞きしているんですけど、そういうときの状況はどうだったでしょうか、教育長。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 2番、功刀議員の御質問にお答えいたします。

今回の豪雨災害に伴います中央公民館、社会体育施設の災害復旧作業をですね、11日から19日で行っておりまして、その実績について説明させていただきます。

参加者につきましてはですね、約170名の方々、複数回参加された方を含んでおりますが御参加いただいております。参加者につきましては、町内外から幅広く集まり、県外からの御協力もいただいております。また、大人の方々に加え、議員が申されましたように小・中学生や高校生、また夏休み期間ということで、町内の小中学校教職員の方々にも御協力をいただいております。多くの皆様の御支援と御協力により復旧作業が大きく前進したことに対しまして、心より感謝申し上げます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

今回夏休みというところだったんですがね、でもそれでもたくさんの方々、学生さんだったり高校生、それで高校を卒業された方々が、やっぱりそこで思いでの場所、やっぱり大事な場所としてね、こうやってたくさん子どもたちが手伝いに来てくれているということはですね、やっぱり玉東町の教育のおかげじゃないかなと私は思っているところでございます。やっぱり困っている人を見て見ぬふりしない、困っていて助けてあげないといけないということをね、しっかりと分かっている子どもたちが育っているんじゃないかなと私は思っております。学校がですね、無事に再開できておりますので、校長先生はじめ先生方はですね、しっかりとそうやって手伝ってくれた方々を誉めてやり、人を助けてあげるという心を持った子どもたちをね、これからまた先々つくっていったきたいなと思います。

災害ボランティアの設置から9月12日までのボランティアに来ていただいた各団体39団体、個人で来てくれた人たちですね、課長のよりも私は12日までですのでちょっと人数が多いけど、455人というところですね、たくさんの方々のおかげで復興に向かっている状況であります。

今日は朝からちょっと災害ボランティアに顔を出してきたけど、今日は休みというところでありましたがですね、ちょっと時間もないけど、町長、今回ですね、こうやってたくさんの方々にボランティアに県内外から来ていただいております。もしよければまた激励の言葉なんか、お礼の言葉なんかここでいただけることはできないでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 功刀議員の質問にお答えします。

災害ボランティア感心します。あの人たちがおらんならここまでの復旧はできなかつただろうと。あの暑い中によくやってくれたなあと思っております。心より感謝を、ボランティアセンターに行ってからですね、時々行ってお礼を申し上げておりましたけど、この場で改めてボランティアにお越しになった皆さんに心より感謝申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） もう時間がないというところですので、まだボランティアのことについていろいろ私の考えたところの思いも言いたかったんですが、まとめます。最後、今回記録的な大雨による災害は私たちの町に甚大な被害をもたらしました。しかし、町民一人一人が互いを助け合い、町長はじめ課長さんたちの職員の方々助け合う姿もね、私は見てきて感動いたしました。災害ボランティアの皆様の活動は、被災者の復旧復興に不可欠でもあり、そこで御尽力に心から敬意を表します。

今回の一般質問を通してですね、改めて災害への重要性として、被災者支援のあり方について深く考える機会を得ました。今回の災害で明らかになった課題を踏まえ、より実効性のある防災対策、迅速な避難誘導體制の構築を願いたいと思います。議員として町民の皆様の安全、安心を守るため、そして一日も早い復興を実現するために、職務に邁進していきたいと思うことをお約束いたしたいと思います。

今回ボランティアセンターの設置ですね、私は町民でありますから、やっぱり玉東町がこん

な被害を受けているなら私は助けなきゃいけないって、自動的に身体が動くだけであって、でも県外から来られている方のことを考えると、本当に勉強になり考えられます。行ったことはないです。県外にボランティアに。助けに行っただけだということなんか自分じゃなくて、たまたま今回うちの玉東町がというところで近いからこうやっていっているというところで、本当考えさせる。これから私もですね、そうやって災害が起きたところにですね、やっぱりボランティアとして助けに行けるぐらいの人間としてね、成長していきたいなと思っております。

本当今回はありがとうございました。これで終わります。

○議長（松尾純久君） これで2番、功刀圭一君の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時22分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

続きまして9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 質問する前に、8月の大雨洪水に関して、被災された町民の方々には本当にお見舞い申し上げます。かくいう私も被災した1人ですが、その被災したあと、職員の方々、それから社協の方々、そしてボランティアの方々には、非常に後始末についても御支援いただいて、大変感謝しているところであります。どうもありがとうございます。

そういうことで、本来はですね、この大雨災害のことについてを一番に取り上げようかと思っていましたけども、その後、8月27日に熊日新聞の記事でマダニの記事がでました。このマダニについては、死亡につながるということでしたので、まずこちらを取り上げて、マダニについても皆さんの中でマイボツしないようにということで第一に取り上げました。

町長に質問いたします。

まず1番に、マダニに関して町民に注意喚起を。

8月27日の熊日新聞の記事でマダニ感染症の記事がありました。刺された場合は大変な症状になることもあるとのこと。たまたま私はその前日に、町民の方からマダニに刺されたと聞いていましたので、町民に被害者がでた以上、マダニに関する情報と注意喚起をする必要があるのではと思いますが、お願いします。

2問目、今回の大雨洪水に関して聞きます。

8月の10日から11日の夜間に大雨が降り、町内で大洪水が発生しましたが、いったいどれぐらいの雨が降ったのでしょうか。最大1時間110ミリという町長からまず説明がありましたけど、おそらくその前後にも相当な雨が降っていますので、そのへんの時間雨量、順を追って教えてください。この大雨洪水が発生する予報と避難の呼び掛けと町がとった状況は。

3問目、年末年始への町民事業者支援を。

国は、参議院議員選挙後、国民への生活支援を何もやっていません。これから年末にかけても

生活に必要な物品の値上げが予定されていると報道されています。町は今年の6月に町内買い物券事業をやってくれましたが、今回の大雨被害も含め、年末年始に向けた買い物券事業を再度やってほしいと思いますが、考えを聞かせてください。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 9番、吉住議員の質問にお答えします。

マダニについてはですね、私も死に至るということを聞いております。担当課長より答弁をさせます。

それから大雨のことについても時間ごとの雨量を担当より話させます。

それから買い物券につきましては私が答えますけど、買い物券はですね、今の状況を考えるとなかなか厳しい面がございます。そういうことを鑑みながらですね、最終的には財政状況をみながら判断をしていきたいと考えています。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） それでは9番、吉住議員の御質問にお答えします。

議員御質問のマダニについてですが、春から秋にかけて活動が盛んになり、刺される危険性が高まります。町として危険性等について、町民の方に対する情報の提供と注意喚起ができていなかったことは大変申し訳ございませんでした。

この件にかかる周知につきましては、12日厚生労働省のチラシを回覧として配付、また、ホームページにおきましても今週中に掲載する予定としていますことを最初に申し上げます。

このマダニにかかる感染症と危険性について申し上げますと、マダニは吸血前は0.5ミリ程度と非常に小さく、刺されていることに気付かない場合も多いといわれています。しかしながら、一度刺すと数日から10日以上と長時間にわたり吸血します。この吸血行為により、マダニが保有する病原体が体内に入り、ダニ媒介感染症を発症することがあります。主な感染症としましては、重症熱性血小板減少症候群とダニ媒介脳炎があり、おおまかに1週間から2週間程度の潜伏期間を経て、発熱や嘔吐、意識障がいなどの症状が現れます。致死率は10%以上といわれており、今年に入っても全国で10人以上の死亡が確認されています。

マダニは、山や草むらなどどこにでも生息していますので、肌の露出を少なくなるような服装で予防し、刺されたあと無理にマダニを引き抜こうとせず、そのまま医療機関を受診するなどの対応が重要になってきます。そのため、今後も継続的に回覧等で周知していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 9番、吉住議員の二つ目の御質問にお答えしますが、2番、功刀議員への答弁と重複しておりますので、時間雨量についてお答えいたします。

大雨の予測につきましては、気象庁の発表で、10日、16時20分に10日に予想される1時間降水量予想で、熊本地方の多いところでは50ミリとの情報はでていますが、役場に設置してあります雨量計で、8月10日の9時までの1時間で8ミリ、22時までの1時間で110ミリ、

23時までの1時間で62ミリ、24時までの1時間で71ミリ、8月10日の1時までの1時間で22ミリ、2時までの1時間で12ミリ、3時までの1時間24ミリ、4時までの1時間で6ミリで、10日の15時の降り始めから11日の15時も降り終わりまでの累計雨量は374ミリとなっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 一般質問書を出したあと、今度はまた9月の12日に熊日に記事がでて、マダニ感染症最多、今年の累計が10人ということですけども、そのあと一般質問書を出したあとで、私が町内まわった中でも、やっぱり私もマダニに刺されましたという人もいました。だから、これ県内でこういうマダニに刺された、そして感染症が発生したという、この連絡はどこがつかんでこういう発表になるんでしょうかね。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） こういった指定の感染症につきましては、医療機関からですね、各保健所、管内保健所のほうに連絡が行くこととなっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） それでですね、全部のマダニにそういう感染症になる毒があるとは聞いていませんけど、そんなですかね。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 9番、吉住議員の御質問にお答えします。

マダニの数パーセントがですね、こういう感染症の菌を持っているというふうなことを言われておりますので、噛まれたからすぐこういった感染症にすべての方がかかるといった状況ではございません。

以上、答弁とします。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） それとですね、コロナあたりは最終的にはワクチンがでて、ある程度防ぐことはできましたけど、このマダニに関してのウイルス感染症についてはワクチンがないということで、とにかく噛まれないようにするというのがまず最大の防御策で、とにかく肌を露出させない、それが一番の防御だと思いますけども、それと、もし噛まれた場合、どう処置はするかということをしつかり町民の方たちに周知をする手段ですね、そこを、一応さっきホームページとかあげられましたが、とにかく町民皆さんにこのマダニの恐ろしさというのを知らせるという、もっと大きい取り組みをやった方がいいんじゃないかと思いますけど。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 今ですね、もう少し周知をしつかりしたほうがいいんじゃないかということでしたけど、今ちょっとすぐにですね、対応できる部分についてはですね、先ほど答弁しましたとおり、まず回覧でまわさせていただきました。やはりこういうのもですね、な

かなか最初こういうふうな記事がでたような際は皆さん注意されますけど、やっぱり記憶からだんだん薄れていくような形もありますので、こういうのをですね、やはり毎年きちんと周知をしていくような方法をとらせていただきたいと思います。ですから一応ですね、今回については、このチラシのほうとですね、ホームページ、こちら2点の周知で対応させていただきたいと思っております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 記録がですね、2018年からこのマダニに対しての感染症あたりが取りはじめているけども、年々年々感染者数が増えてきているということで、感染した場合は10%から30%のあいだで死亡につながっているということです。とにかくマダニに刺されないための服装や、それから刺されたあとの処置、それをしっかりとにかく町民の方たちに伝達をよろしくお願いしておきます。

以上で1番を終わります。

2番の今回の大雨洪水に関してですけども、私の家の前、国道ですけども、10時の前の時点では、私の家の前までは浸水はしてきてなかったんですけども、うちの区長さんのほうから、国道が浸水しはじめているという知らせを受けまして、木葉川の久保田橋のところに行って川の状況を調べたら、10時の時点でもうあと堤防の上まで50センチ以内というところまで、これは写真を送っていますけどきていまして、そして町長がさっき言われましたけども、10時過ぎにはオーバーフローを始めているという、それだけ私が生まれてこのかた想定されない雨の降りようでした。

それとあと線状降水帯が発生する予報と避難の呼び掛けについては、ここまでいろいろ説明して来られましたので、災害があつて、11日の翌日の12日にはすぐもう町からそれぞれの洪水で使い物にならなくなったものやヘドロあたりの処置場を、待機場を町として設置してくれたおかげで、これは非常に本当に町民の皆さんは助かったと思います。これは本当に助かりました。

その中でですね、今ちょっと言いましたけど、私の家の前は国道ですけど、これまでに相当国道が浸かっているという状況は発生しております。そういう中で、国道は夜でも相当車は通行します。やっぱり車に乗っているとですね、道路が浸かっているというのがあんまり分からないという面もあると思いますけども、どんどんどんどん道路が浸かっているところでも入っていくんですね。今回もですね、私が久保田を見て帰った時点でもう10時20分近くだったんですけど、私の家の前でも30センチぐらいまで水位は上がっていました。その時点でもどんどんどんどん車は国道を通っていましたが、そのうち1台途中でエンストして、そしてその後ろの車がそれを抜いたあげくまたその車もエンストするというようなことで、そのあとでまたパトカーまで来て、合計3台が国道でエンストしてしまいました。

この私の家からローソンのほうにかけてが、いつも大雨が降るたび浸水するわけですけども、国道ですから管理は国交省になりますね、元肥後銀行のあった入り口のところに一つカメラが設置してあると思います。多分カメラだと思います。だからあちらのほうからは国道は見えると思うんですけども、私の家のほうから植木の方に向かってのカメラは、まだ全然設置してない

ということで、私は心配しながらも何も通行している車にストップをかけるというあれはできませんので、私の家のほうにも国土交通省のほうにカメラの設置はできないものかどうか、そのへんどんなですか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 吉住議員の質問にお答えします。

肥後銀行の前のバス停のところにあるのは、国土交通省が付けたカメラということになりました。同じものが稲佐の交差点付近にも、確かタカキ電器の前ぐらいにあったかと思います。要望につきましては、一応今、話されたようにですね、実際に吉住議員の前付近とか見えない状況になっているかと思うので、国道を管理するうえで大事なものじゃないかということで、こちらから一度相談に行きたいと思います。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 今回もですね、浸かっているのに車はどんどん行くから、古閑課長のほうには、早く国交省のほうに連絡としてストップをさせた方がいいんじゃないかというような電話もしましたけども、本当にこれは早急にですね、ビデオカメラの設置をお願いしたいと思います。

それから、大雨による被災した中で、家庭もありますけども、町の施設として中央公民館を中心としたところが非常に被害がひどいわけですけども、まず中央公民館についての今後の再建の考えを聞かせてもらいたいと思います。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 9番、吉住議員の質問にお答えします。

まずは現況復帰というのが原則でありますので、現況復帰をやっていききたいと。中央公民館並びに町民体育館、しかし災害査定、これが年明けの2月ごろじゃないかと言われております。そういう中で考えますと、現況復帰になるまではかなりの時間がかかるということであります。そのところをですね、早くやってくれんといかんなど、しかし、西南の役150周年が再来年の3月にあります。剣道大会というのは、これは歴史のある大会でありますのでこれは是非やりたいということでですね、現況復帰をですね、しっかりお願いしていききたいと、その後同じ災害があったらですね、今度はですね、やっぱり考えていかなければならない、そう思っております。線状降水帯がまたきたらですね、同じような災害になる可能性が強いということでですね、そのときは場所を考えるとなかなか玉東の場合はないわけですよ、場所は、じゃあ体育館と公民館をどこに移すかと、どこもここも水没するところですよ、やっぱり今の場所に建て替えということになるかと思いますが、そのときはやっぱり高床式でやらざるを得ないと。木葉川の改修が進みますとそれなりにですね、平地はありますからそこに移動はできますけど、やっぱり学校関係があそこにありますから、一番文教施設としてやるには、今の位置が一番いいんじゃないかなと。今後ですね、どういうふうにやっていくかは考えていかなければならないと、そう思っております。現在は現況復帰ということであります。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 本当に今回の洪水についても、あとでまたちょっと出ますけども、木葉川の拡幅工事が遅れていることで、よりひどい洪水になったと思いますけども、今の町長の答弁の中にありました。来年西南の役150周年の毎年西南の役の記念として剣道大会が行われていますけども、これは相当県内でも大きい伝統のある大会ということで、町民体育館はこれも床は使い物にならん状態になっていると思いますけども、ここについてはどういう再建計画ですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 9番、吉住議員の質問にお答えしますが、公民館、体育館、やっぱり一緒なんですね、それなりに時間がかかるということです。現況復帰、床の張り替えということで、査定が終わるのは2月からありますから、その後ということでもかなりの時間を要するということがあります。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 取りあえず体育館も一時しのぎという形で床張り替えをやって、来年の3月にあると思いますけども、剣道大会は再建をするということですね。

（来年、再来年。）

（剣道大会は来年はありますが、150周年は来年再来年だそうです。）

ちょっと勘違いしていました。とにかく来年の剣道大会も町民体育館でやれるように再建をするということですね。来年の剣道大会。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 9番、吉住議員の質問にお答えします。

来年の2月に査定がありますから、それから公民館、体育館は修復にかかりますから、来年の3月はまず間に合わない。150周年、再来年の3月、ここにはですね、間に合わせていきたいと、そういうことであります。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） そうすると来年の3月には間に合わないということは、剣道関係者の方たちは非常に気を揉まれると思いますけども、どうする予定というのはまだ今のところじゃ決まっていますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 9番、吉住議員の質問にお答えします。

その件につきましては、剣道会と話し合いをやると、この議会が終わった来週にですね、話し合いを持つようにしております。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） はい、分かりました。この大雨についてはですね、最後にさっき言いました今回の中央公民館あたりの被害がでたのも、木葉川の拡幅が遅れているということが一つの原因ですので、これまでに改修工事、それから、それをやるにはJRの鉄橋の工事が始まらんとできないということでしたのでね、とにかくこの鉄橋の工事を一日も早く進めて、そして工事を短縮してやるということを今後ずっと陳情し続けて、是非実施まで早くなるようお願いした

いと思います。

それでは3番目ですけども、町内買い物券事業をやるうえで、何といてもやっぱり財源が一番問題になってきます。そのことで町として自主財源としての一番の頼みはふるさと納税であります。まずふるさと納税の現状を聞きたいと思います。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 9番、吉住議員の御質問にお答えします。

今年度の現状ですけども、8月末現在で、対前年度比で約130%ということです。金額にしまして約4億1,000万の寄附をいただいているところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） これは9月いっぱいですかポイント制が終わるというのは、そういう9月いっぱいまでの駆け込み納税という面も多々あるから、少しは増えている可能性はあると思いますが、今回の大雨災害で相当いろんな面で町としても金が必要になってくる関係で、町内買い物券事業をやるかどうかというのは、10月あたり末には決断をせんといかんと思いますけど、そのへんの決断はいつぐらいになりますか、町長。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 9番、吉住議員の質問にお答えします。

まずは災害に遭われた皆さん方の支援、災害支援これが優先されます。これをですね、ある程度やらんと買い物事業には進めないということであります。いつになるかはまだ分からない状況です。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） もしやってもらえれば12月、それから1月、年末年始用ですから、補正予算あたり組むにしても10月いっぱいまでにはそのへんの決断をせんと間に合わないと思いますけども、10月末までには決断できますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 吉住議員の質問にお答えします。

いつ決断するかはまだ定かではありません。ここで約束すればですね、必ずやらないかん。

（いやいや、やるやらの決断です。）

やるやらんはですね、この段階ではまだ言えない状況であります。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 本当にこの降って湧いたような大雨災害があったおかげで、町長もそのような苦しいところだと思いますけど、今年も地区懇談会を町長、それから職員の方たちずっとまわられていると思いますけども、この町内買い物券事業についての声はありませんでしたか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 吉住議員の質問にお答えします。

買い物券についての質問といいますか、そういったお願いは私のところにはまだ届いていない。

(地区懇談会で。)

懇談会のほうでもですね、出なかったものと記憶しております。以上です。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） とにかく年末にかけて物価は、いろいろな物品も値上げをするという、本当に言われておりますから、町の財政が許す限りの支援をやっていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

これで終わります。

○議長（松尾純久君） これで9番、吉住貞夫君の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。午後は1時より再開します。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時02分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

続きまして、3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 2点伺います。1点目、記録的な大雨について、これについては、1と2については、先ほど2の方が質問されましたので、私は3について、まとめというところで一括して質問をいたします。

早急な災害復旧と災害対策についての検証が重要と思われるが、考えを伺います。

2点目、6月議会日より第73号の配布差し止めについて。

1、なぜ配布しないのか理由を聞きたい。2、議会だよりは議事録をもとに、議会での発言と間違いがないかを委員会を確認して作成するもので、2回の広報委員会と2回の再チェックを経て発行した適切なものである。3、議会だよりは議員の活動報告を公費発行する冊子であり、町長の配布差し止めは議会の独立性を阻害し、町民の知る権利を奪うものではないか、町長に伺います。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問に対しまして、担当課長よりはずは答えさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 3番、大城戸議員の記録的な大雨についての御質問についてお答えいたしますが、これまでの答弁と重複しておりますので、三つ目の早急な災害復旧についてお答えいたします。

三つ目の早急な災害復旧につきましては、町としましても重要な課題と認識しております。政府が災害復旧事業について激甚災害に指定する方針を示す中、熊本県は8月28日に国に対して、大雨災害に関する緊急要望をされるなど、復旧に向け取り組んでいただいております。国の支援について期待しているところでございます。

さらに、町長、議長及び建設課長の3名で、国に早急な災害復旧と支援を要望したところでございます。今後も国の動向に注視ししながら、一日も早い復旧、復興が実現できるよう努めてまいりますので、議員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

次に、2番目の御質問にお答えします。

議会だよりにつきましては、議会活動に関する情報を町民に伝えるための広報誌で、議会の審議内容や結果を報告し、開かれた議会を目指すとともに、議会活動を広く周知することを目的とされていることと認識しております。

配布しない理由については、議会だより73号の内容に一部事実とは異なる記載があったことで、執行部側から修正依頼をお願いしておりましたが、修正されず印刷されたことから、配布をしないことといたしました。また、議会だよりも公の広報誌であることから、2回の広報委員会とチェックをされ、さらに公費での発行となればなおさら公正・中立でなければならないと考えます。

今回配布しなかったことで議会の独立性を阻害したつもりはなく、修正されず配布された場合、議会や町に対して町民の皆様から不信感をまねくことになり、行政運営に支障をきたしかねないことから、御理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） それでは、大雨についてですが、検証について、災害についてはですね、早急な災害復旧と生活支援、それから災害対策についてということで、三つぐらい捉えられますが、先ほど2人と、それから今後も質問されますので、私はこの中で、一応災害対策について少し再質問をしたいと思います。

先ほどもありましたが、今回の災害で何の情報も最初町民に入らなかった、そこが重要でありまして、先ほど来、玉名郡の市町村とか、あるいはですね、いろいろ新聞等でもありますように、熊本市、八代市などはですね、10日の18時に避難所開設及び高齢者等避難発令、明るいうちに事前避難を促しておられます。

それから、玉名郡でも玉名市でも玉東町と比較した場合ですね、18時に避難所を開設されている中で、玉東町はまだ行動されていない。何の情報も発していない。普通ならばですね、防災放送が一番に発動して知らせる。せっかく億のお金をかけて設置してある防災放送すら機能していない。そういうことですね、実際避難指示、先ほど言われましたように避難指示、職員が招集したのが、集まったのが22時ぐらいで、それからの対応で、0時までにはなんにも町民に知らせることもない、これは大変なことであってですね、あとで聞いた話でですね、先ほど玉東町の稲佐住宅が浸水したということで、あの稲佐住宅の隣にですね、老夫婦の人がおられますがですね、その老夫婦の人たちはですね、夜中の0時ぐらいに消防団が救助したということで、それまでですね、もうそのときはですね、稲佐の住宅とかローソンとか、木葉川の氾濫で重大な水害が発生しております。それで老夫婦はですね、その家にずっと取り残されておればですね、一歩間違えば人命にかかわる大変な事態になったと思いますので、こういう状況だったということですね、住民の命と暮らしを守れない町長の責任は極めて大きいと思いますので、先ほども町長、これに

対しての気持ちを言われましたけど、もう一度玉東町がとられた対応について考えをお聞かせください。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えしますが、何べん言うても同じじゃないかなと。いっぺんで今度は聞いてください。対応は総務課長が言うたように、携帯には流れてきたと、しかしニュースでは流れていないと。線状降水帯がここまで下がってくるとは予測できなかったと、我々では。南関とか和水あたりは線状降水帯1回きていますから、その対応ができておったということじゃないかなと思います。線状降水帯の南下するのも速かったと、気象庁も発表が遅れてきたと、発表があつてからすぐ対応をやってきて、人災にはいたらなかったということでもあります。その後は滞りなく対応をやってきましたと。

防災無線とかLINEとか、これを流そうと思ったけど、もう役場の電話が鳴りっぱなしで、どうなっとなるかどうなっとなるかと、マスコミあたりもね、いっぱい電話がかかってきた。こっちが災害対応をやろうとしとるのにマスコミ対応も大変だったんです。そういうことで私はね、9時45分ぐらいに役場に来て、いろいろと指示を出したけど、その指示には対応ができなかったと、電話対応で手一杯だったということです。

三重県の四日市、これも線状降水帯、もう車が地下に100台以上浸水したと、もうあれもあつという間にきたからね、対応ができなかったと、そういうのが線状降水帯だろうと、今後はこの線状降水帯の恐ろしさをまざまざと見せつけられたので、今後の対応が問題なんだ、もう終わったことをいつまで言っても仕方がない。あとは今後の対応なんだ、災害に遭った人をどう支援していくか、そして今後そういうことがないようにどう対応するかということが問題なんで、そこをしっかり先ほどから言っているわけだから、分かってください。以上。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 全体的に線状降水帯が速かったとか、情報が遅かったとか、そういうことで対応に大した問題なかったというような考えで言われますがですね、熊本市長もですね、言われたんですよ、一部地域で住民に避難を促す防災サイレンを鳴らすタイミングが川の水の上昇よりも大きく遅れる、人為的ミスだったということで熊本市民に謝つとられるですよ。それをもとで今後今から検証をして、マニュアルを作っているいろいろ対策をしてと言われているので、町長の大事なことはですね、被災した人を助けるとか復旧とかそれも大事ですけど、一番どういうことだったかて、やはりミスが起きているんですよ、そこを自覚して検証で今後どうするかて。私がですね、ちょっと一つ言いたいのはですね、玉東町の体制、マニュアル等が、対策本部はですね、計画表はですね、町長を頭に、首長を頭に計画が、対応の計画ができていますよ。しかしですね、そのマニュアルどおりだったら下は動かないとですよ、特に災害の場合は。だから何が必要かというとはですね、町長も夜中の場合には気付かんかもしれん、総務課長も気付かんかもしれん、課長補佐も、そういうことでだれが行動するかていうのが一番大事であつて、今回はどうだったかということば検証して、そこが大事だから、だから次はどうするかということで、結局行動をだれがするか。今回はどうだったかということを私はちょっと聞きたいとか言いたいです

けど、だからですね、災害の場合は総務課が主体ということは分かっていますので、総務課が主体で対策本部ができれば、各課長が集合して全員が行動を起こします。最初だれが行動するかというのが一番重要であって、町長がだめならだれかということだけですね、気付いた課長補佐、課長、係長、チームですね、災害チームが気付いたならば、早く玉名市とかほかのところはですね、6時にもう実際行動を起こして設置してあるとが玉東町はできてないということだから、だからどこに問題かというのが重要であって、気付いた人が上司に相談、アドバイスそれが大事であって、今の体制は、町長が権限を持っており、災害対策でも何でも、だから町長が言われるまで行動は起こしきらん、相談しきらん、そういう状態じゃないですかと私は思っているんですけど、総務課長いかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 大城戸議員の御質問にお答えします。

大城戸議員の御指摘もごもっともかなと思いますが、先ほども当日の状況はお話ししたとおりでございます。課長全員、非常事態のときは集まることになっておりますが、課長も数名被災されております。その時間帯で役場に集まることさえできなかった職員もおるところでございます。こんな中、いろいろな対応でごたごたの中でやっておりまして、当然情報発信等遅れたことは事実でございますが、今後はこのような体制を見直し、今後はこういったことがないように努めていきたいということでございます。先ほど答えたとおりでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） そういうことで今、私も言いましたように、そういうことでだれがだれがという責任は、災害終わって、これからどういう対応をするかというのが重要ですので、現実には町長が全責任でありますので、起きたことは十分わかって今後対策してほしいと思います。

そういうことで、上下関係だけでなく全体をチームとして捉えて、感じた人が上に相談、それから早く行動を起こす、そういうことでしないと本当に間に合いません。もう空振りでもいいですから、最近はですね、できるだけ早め早めの対応をよその地区もしておりますので、今回は本当に相当遅れて、何も情報が町民に入っていないんですから、行動のしようがない、自分で感じる、特に夜中の場合にはですね、個人個人行動でけんでしょうが。

はいそれではですね、木葉川の改修についても今回は関係しておりますけど、雨の降り方もですね、町長言われましたように1時間に121ミリ、3時間トータルで、3時間トータルは322ミリですよ。今までの私の経験からですね、私も消防職員でしたので、玉東町はですね、今まで一番降ったのが1時間に70～80ミリぐらいのところですよ、それから比べればですね、今回は相当考えられないほど降っておりますので、こういう結果になったんですけど、あのですね、木葉川の改修も着工が決まって、令和7年度、今年度3年目ですよ、はっきり決まって3年目で、未だかつてどこからも工事はあっておりません。ということは、1年目は設計でも2年目から工事にかかるのが普通ですけど、3年目になってもどこからでもまず話しよと、稲佐と八嘉の踏切の工事が一番早くて聞いていたんですけど、まだそこも始まっていません。そこ付近の買収も進

んでいません。そういう状況です、各自治体はですね、住民の生命財産を守るために必死にですね、陳情しておられますが、国と県との連携がとれていない証拠じゃないかと言いたいですけど、先ほど町長は国のほうに陳情に行ったと言われましたが、あれはいつのことですか、今度災害が起きたあとに行かれたんですか。日頃そがん県に陳情に行っておられるんですか。連携が取れてない証拠じゃないんですか、お聞きします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員にお答えしますけど、年には何回も行っとるわけですよ、しかしなかなか進めてくれなかったということです。大城戸議員には何を答えても通じらんだろうから、これだけ答えときます。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 何回も陳情に行って、3年経って、10年ででき上がるというところで3年前始まって、まだどこからも工事をされてないということは、陳情に行っても相手の県と国のほうで相手にされないけん予算も取れないんじゃないですか、結果的には、まあそういうことだろうと私は思います。

それではですね、次の質問で、議会だよりの差し止めについてお聞きします。

まず、この件については、今日のこの会議の内容も9月議会だよりのように、また広報誌掲載もありますので、6月議会とのつながりもありますので、6月議会の質問内容について、はじめにですね、6月議会の内容を簡潔に言っときます。サテライト玉東から地域振興費として売上の0.5%を町に振興費であげるという契約がなっておるのに、3年間、毎年90%以上売上がある中で、今回もまた0円で、多数の町民の人たちは納得いきませんということが、6月議会の私の質問内容でした。それについて町長が差し止めを、私が議会広報の内容について差し止めをされているということですが、1番目の理由をお聞かせくださいということで聞いたんですけど、総務課長が答弁されて、事実と異なることだったので差し止めしているということですね、町長、事実と異なることはどういうことでしょうか、お聞きします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えします。

あの表題に癒着と書いとったね、何を根拠に癒着と書いとった。癒着という言葉はね、広報誌に出せばね、総務課長が答えられたように、住民がね、やっぱり疑いを持つ。根拠のないことをね、書いたらいかんと、広報誌だ、個人で書く分はいいと私も言ったろが、個人で出す分はね、週刊誌的なごろつき新聞みたいに書いてもいいて、しかし広報誌、これは公の場に出す新聞はね、事実関係が基になっておかねばならないと、そのことをあなたは聞き入れなかったでしょうが。ほかの議員さんが困るとるよ。ほかの議員さんたちは広報誌で町民の皆さんに知ってもらいたかったと、あなただけが反対したでしょうが、ほかの議員も言っている。

（私だけじゃありません。）

何でそういう考え方をとるのかね。みんな広報誌は待っとるよ。地区懇談会の中でも言われた。広報誌、6月議会の広報誌は待っていましたけど出てませんけど何でしょうかと。はっきり言う

たよ、一議員が週刊誌的な題目をつけて書いとったから差し止めた。今後はどうするんですかと言うけん、今後はそういうことがなかったら出しますと。予算化もしていますから出します。ほって1人だけ違うような考えはね、どうか改めてもらいたい。

以上、答弁します。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 事実と異なることと言われますが、今からですね、だれが考えても癒着としかとれんようなことを今からお聞きしますのであれですけどですね、令和4年の4月ですね、サテライトに反対している2地区の区長さんに対して、地域振興費を受領すれば嘱託員、現行政協力員を委嘱する、しないなら委嘱しないと2地区は1年間行政協力員は不在だった。そのとき県立大の教授は、町の対応や方針に従わない区長への懲罰と受け止めかねないと言われました。

今回の議会だよりの配布差し止めはですね、町長が個人的に困られるけんかなあて、そういうことでの差し止めじゃないかと私は思いますので、この今度の差し止めもですね、そのときと同様に町長の越権行為じゃないですか、お聞きします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えしますが、何もありません。越権行為でもありません。癒着とか何とか言われる筋合いもない。個人的に合わないからというてね、そういうことを言うてもらっちゃ困る。訴えてもね、何も徳もしないから私も訴えないけど、やっぱりね、自分勝手な思いの中でね、事を進めてもらっちゃ困る。

区長をね、あれは区長じゃない行政協力員として選任しなかったのは、町の方針と違う方針をやったから、地区のみんながね、それではいかんと言ひよるのに一協力員はね、その地区の者に従わなかったからね、選任しなかった。そういうことです。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 今言われましたように町長はですね、癒着じゃないからということちゃんと説明ばされるとそれでいいんですよ。それとですね、議会広報の差し止めとは別問題ですからね、町民に知らせる私は理由があるんですから、議員でもあるし、もう議会活動をしてですね、それでですね、町長がその先ほど言った令和4年の行政協力員の区長さんを委嘱されたということで、そのときもですね、1年間は2地区の区長さんは無報酬で1年間頑張られました。そしてその地区だけはですね、広報誌は郵送で全世帯にきましたけど、ほかの地区は15日に1回町からの回覧、区からの回覧があるんですけど、1年間はですね、1年に1回その広報誌がくるだけで、町からの情報も、月1回の町からの情報、ほかの町民の人たちは月2回の情報でですね、そんなことも起きとるんですよ。だからそのときもですね、町長がはっきりとこの議会でも議場でもですね、反対している地区は反対で金はもらわれないので、地域振興費はまだもらえないというところで、しかしもらわんならば委嘱しないぞていうことの話ですよ。だからですね、何でそういうことが起きたかという、そのときもですね、このサテライトの設置のときもですね、町長はそのときはですね、町長の同意文書、最後の責任者としての経産局への同意文書は、地域

住民が賛成したので同意するの同意文書ですよ。山口の区長さんは、山口は総会も何もしていないのに賛成したから山口は同意しました、これは黒塗りの山口の偽造文書ですよ。そして町長は、地域住民が賛成したから同意書は、これは虚偽文書ですよ。町長の虚偽文書、同意書と山口の偽造同意文書で経産省は許可が下りたんですよ。それが経産省は2人の人たちの同意書で許可をしたので、経産省は部長、課長、課長補佐、まだ年齢があるのに退職ですよ。多分詰め腹切りの退職だろうと思います。そういうことが起きているんですよ、大変なことが。

だからですね、そのときも町長がそういう行動をされましたが、今回もですね、じゃあ聞きますよ、事実と異なることはですね、事実に近い、最も近いような感じで、だれでも思うようにちょっと聞きますけど、2月の27日に業者と地域振興費についての協議をされて、6月議会では総務課長と企画財政課長の2人の同席で、業者との協議で話をしたという、どうしてそのときは町長は協議に参加されていなかったのですか、お聞きします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 大城戸議員の御質問にお答えします。

2月27日のサテライトの方との責任者の方との協議でございますが、そのときは町長はほかの業務で不在ということで、私と企画財政課長とで話を聞いて、その後町長へ伝達いたしまして、今回そういった状況ならば、苦しいということで前年度も費用のほうはいただかないということで決定したということでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 6月議会でもそれは聞いたんですけど、普通考えてですね、売上の0.5%の契約があるんですから、90%売上があるならば450万以上でしょうが、450万を業者の人は、今年もよかならえ払えないようにという相談にくる中で、町長がおられる日に相談に来るとが普通でしょうが。そういう金額をですね、お願いして、刑事事件まで先ほど言った偽造文書まで作って地域を混乱しておいて、そういうことが起きた中でお願いして、あのですね、サテライトを最初設置のときは皆さんは御存じでしょうが、私たちの会社はヒカリノモリの会社で、保育園もしています、老人ホームもしています、運送業もしています、今回公営ギャンブルに手掛けますという、そういう企業がやっとこさ設置できたっでしょうが。それで私たちもですね、約束を守ってもらうなら私も応援しますよ、町のために、町のために本当に思って振興費も予定どおり入れて、私たちもお客さんがいいように、業者も町も潤うように協力しますよ。しかし、そういうことで町長がおられない日に、業者と町長でやらない、もらわないぐらいの相談があつて、日にちはいつでも決めらるっでしょうが。今日はだめなら明日でも来週でもいい、そういう中で町長がおられない日に協議して、大体話し合いが終わって町長に報告した、おかしいんじゃないですか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 大城戸議員の御質問にお答えいたします。

まず町長がいるときとかいないときとかがありましたが、一応地域振興費、町が頂きます協力金ですかね、振興費についてはですね、当然年度末になっておりましたので、本当にお金が幾ら

もらえるのかという協議が専決でございました。議会に間に合わせるために急いでしていただいたということでございます。そこで町長の日程と合いませんでしたので、私と財政課長とで同席しまして、1回報告を聞いて、その後、町長の判断をいただいたということでございます。

それから、先ほどから売上の90%というお話しがでておりますが、サテライトのほうからは、売上が10億、12億上がれば、全額の●●●言われました0.5%、売上の0.5%、全額がお支払いできると。目標の10億について90%しかないということでございましたので、そのへんの話の聞いて判断したところでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） あのですね、どんな仕事も目標を立てます。どれだけできるかということですね、やっぱり会社ですから立てます。しかし90%以上売上有るならですね、大体契約したしこは払えるでしょう、普通ならば、それがですね、0円ということで癒着報道がでるわけですよ。

それではお聞きしますけどですね、この覚書、契約書、これは契約書はですね、区長会と契約された覚書ですけど、これも区長会の契約書、それと町の契約書、区長会の契約書をですね、280万、●●●360万を全区で分配する金が360万、町のほうには売上の0.5%を協力であげるという契約書が二つあるわけですよ。だから、その区長さんの契約書を見ればですね、地域振興費の増減について、経営状況により変更することができるとうたってあるので、区のほうは4分の1に減額されて、今回もというか令和6年度も4分の1、前年同様ということで総務課長が6月に答弁されましたので、その金が地区に入ってきていると思いますので、それはそれでいいんですけど、この覚書をですね、総務課長が私の質問に対して、1条、2条で質問をされました。しかし、私が町長にこの覚書を見せてくれて言うても絶対出されませんって私は見ていません。公文書だから出してくださいて言うても町長は出されませんって、まあ出されなくても内容は一緒だろうということで、私はこうして聞いているんですけど、内容については企画財政課長が大体説明されたので、あのですね、地域振興費の増減についてはですね、経営状況で変更すること、増減についてだから区のほうは4分の1、これが生きとるですよ、0円ということは増減に当てはまらなくて、これは契約違反じゃないですか、お聞きします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 大城戸議員の御質問にお答えします。

先ほどから前回のサテライトの件のほうに全部話がいておりますようにございますけれども、ちょっと内容のほうは私も資料が、そっちのほうの資料がないのでちょっとはっきりは言えませんが、一応区のほうの増減は、これも全部ゼロじゃないんですね、区のほうへは、区のほうへはお金が行っております。町のほうだけがゼロということでございます。ただ増減ということでございますので、ゼロも含むんじゃないかなと私は解釈いたします。

以上です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） この前も6月に言いましたように、町のほうが3年間続けて0円で町長が最初オッケーされたので、3年続けて区のほうも4分の1の減額でなってるわけですよ。本丸が0円ということで区のほうも4分の1、こういう流れになっていますので、私からすれば、町長と業者とやらない、もらわないのもう話ができているかなあという、そう思いもしますよね、あまりにも90%売上があつとに町に0円しか入っとらんということは、だから癒着ということは、私は一番適当な言葉ということでありますが、町長言われましたように証拠がないだと言われますので、私が広報誌にはですね、考えて「癒着か」て入れとるわけですよ、「癒着か」ですよ。証拠がなくてもいいんですよ。私は大体思うとですよ、ほかの町民の人たちも思われるように「癒着」、そして「か」を入れている。業者から、町長は私をどれだけ訴えられても私はなんのことはありません。

そういうことで、町長が癒着は間違いだということは、間違いじゃありませんよ。実際ですね、6月議会で私がですね、議場で6月議会で発言して、議長から何の指摘も受けてなくて、それでので広報委員会で、2回の広報委員会と2回のチェックで、それは町長に近い議員の人たちから、そのときもですね、総務課長が広報委員会に来られて、町長から伝えられたということで文言を変えてくれて言う。町長自ら来てから、癒着じゃないよて説明ばすればいいんじゃないですか。町長は来ないで総務課長に変えてくれて、私が何ばそれ変えらるっですか。議場で言って、議長から議事録も載っている。議事録●●●ですから、これはですね、適正な言葉ですよ、町長いかがですか。

私が言ったのはですね、広報誌に癒着ていうことをですね、それで議長のうんぬんじゃなくて、私が議場で言ったことが議事録に載っているということは、議長から訂正を受けていないので議事録に載っています。生きているんですよ、だから広報委員会でもそういう指摘を受けていないので、これは最終的にはほかの議員の人たちも、まあ仕方ないだろうということで決着はついたんですよ、そういうことです。

それでですね、

広報委員会でもですね、議論があつたんですよ。あのですね、ほかの市町村はほとんどですね、議会広報に、責任者は議長で書いてあります。実際議長ですよ。玉東の場合はですね、議長が、議長は議会の責任者は議長ですが、広報委員会に対して議長が責任者ではなっておられませんので、広報委員会では、議長が責任者で発行するならば議長に確認が必要だけれども、今の状況は広報委員会が主であつて、責任者は広報委員会委員長だからということで、最終的いいいますかもう印刷にするとということで印刷に送って、印刷に進めた状況ですよ。だから、そのあとでですね、今後議長の位置づけを議会広報でどうするかということで、協議するようになっております。今の時点ではですね、広報委員会で、委員会で決定して実はそういう形ですよ。ただ私がさっき言ったのはですね、議場でこの文言を使って言っているのに、議長から注意もされていないということで、議長がこの広報誌の責任者とか、そういう位置づけは今なっておられませんので、私が言ったのは、議場の答弁で残っていますよ。残っているならば広報に出して別に「癒着か」て入れとるもんですから、どんなに言われても、だから最終的に議会広報委員会では印刷することに

それではですね、ちょっと時間がないので、ちょっとですね、じゃあですね、町長は癒着についてとか言われますが、いろいろ今までいっぱい言ってきて、6月も言っているんですけど、いくつかそれはですね、町長は設置前はですね、「サテライトが続く限り売上の0.5%はいただく」で何回も言っておられます。そういうことを言われて3年続けて0円、90%以上売上があるとに0円、先ほど言いましたように、先ほどの質問は、条件についてはてなっとつとに0円ということ、契約違反になりやせんですかね、合わんでしょうが。

○総務課長（古閑康広君） 大城戸議員の御質問にお答えいたします。

以上です。

○3番(大城戸廣澄君) それとですね、6月議会で町長はこういうことを言われとるんですよ、あのですね、私の今のようないろいろ質問をしてですね、私がですね、どう考えても町長と町と業者が癒着しているとしか、町民からすればそれ以外考えられませんよということば町長に質問したところが、町長はですね、「証拠がないのに考えられん。でもね、俺は選挙に勝っている」、これはどういう意味ですか、お聞きします。町長。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えします。

(全部覚えています。)

(私語はお慎みください。)

それでそのときね、説明を聞いて投票しますということは、山口の区民には知らせてなかった、そういうことをするからいかにとよ。全部話を聞いて、投票しますと、是か非か投票しますと言うとけば、山口の人たちもみんな来たかもしれんとよ。そういうことは抜きにしてね、ワーワー言うてから反対反対で言うてやったでしょうが。稲佐のお宮のことにしてもしかり、反対して出

ていったと、山口は、やっぱね、そういうことをしちやいかん。やっぱり隣部落とはね、昔から仲よしとかないかん、それができんのが今の反対派のもんよ、山口の。賛成の人たちはね、稲佐のお宮は自分たちのお宮だと思うとつとよ。そういうことをね、無視するような考え方はいかんと俺は思う。

やっぱりサテライトとの癒着なんてね、言うてもらいたくない。何を証拠に癒着かて。以前はたい、選挙前なんかはサテライトから2,000万か3,000万かもろとつとだろという噂も流れた。そういうことはね、一切ない。そういうことがあったらばね、やっぱり町民の信頼なんてない、やっぱり真面目にね、やってきたからこそ今があるわけよ。正直者がね、バカをみる世の中じゃないと、やっぱり正直にやっていけばみんなが認めてくれるということです。

サテライト、行政協力員、この人たちにはね、報酬を払わなかったのはね、何も行政協力員として町から願いはしてない、だから払ってない。ほかのところは、サテライト側がトータル15地区で280万、その分配は嘱託員、区長会で決めたわけよ、分配は、それを全部もらって、二俣東の区長はね、反対でもらわんて言いよったらね、区民がね、もらわんとならお前が払えて言うたわけよ、ほって自分が払わんなら大変なと思うてもらうようにされたったい。山口はそこまです山口区民はね、強う言わんだったからもらってない。未だかつてもらってない。高月も山口がもらわんのなら自分とこももらわんて言うた。ところが区長が代わってから今はもらつとつと思う。もうちょっとね、前向きな議論をしたい。町が発展するような議論をしたい。災害においてやっぱり被災された方は大変困つとられる、このことをどうするかて、自分の考えがね、どうしたいというのがあるなら、そこを話してね、議論していきたい。過去のことにはね、いつまでもね、何回言うても分からんじやいかん。前向きに何でも捉えていかんと、この町が発展してずっとやってきたが、このことを否定するような言い方はやめてもらいたい。以上。

○議長（松尾純久君） 4分を切りました。ちょっとそのあいだに最終の質疑は認めますが、三つほど発言が非常に注意すべき点がありました。といいますのは、山口の行政協力員はもう既に亡くなられております。それなのに偽造文書を出したと、それから何回も癒着たる部分の発言がありました。そしてまた契約違反というような断言的な発言をされていますので、ここで、あとでまた議長がうんぬんという話が出ますので、ここは注意しておきます。

3番、大城戸廣澄君。最後にしてください、3分切りました。

○3番（大城戸廣澄君） 山口の区長さんの件でもですね、亡くなられたんですけど、結果がですね、刑事犯としてぴしゃっとはっきりして終わってますので、刑罰もぴしゃっに出てますので言ったわけですよ、公表してありますので。それと町長が先ほど私の質問に必ず、答弁ができないときには必ず反対するとか、意見の相違と言われますので、これはいつものことですから、私はですね、町長がそういうことを言われたつをですね、俺は選挙で勝ってるからということですね、私はある程度非を認めたところの発言でそれがでてくると私は認識しております。

それで、あのですね、議会も町長は多数派を、多数が形成されたこの議会もですね、町長の日頃事業と予算と人事もすべて自分が思うように何でもいくという、そういう感覚で日頃業務をされておられますので、こういう行動を、議会広報の差し止めもされると私は思います。

それではですね、もう質問をしませんが、最後の一言でちょっと終わります。終わりとしてですね、議会はですね、行政執行を司る町長の暴走を諫めたり、修正を求めたり、チェックする民主主義の砦であるべきです。私はサテライト設置に反対しているとき、設置賛成の議員の人たちから、町に地域振興費が毎年500万入るのに、大城戸議員は何で反対するのかと何回も言われました。今思えばですね、不思議なことに3年続けて0円で、町と町民の人たちに不利益になっているにもかかわらず、その人たちから声ひとつ上がりません。

終わります。

○議長（松尾純久君） これで3番、大城戸廣澄君の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時11分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

続きまして、4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 4番、狩野です。それでは一般質問通告書どおり質問いたします。

まず1点目、今回の豪雨災害での行政の対応について、町長へ伺います。

今回の8月10日から11日にかけて、線状降水帯発生により、熊本県下へ甚大な豪雨災害をもたらし、被害に遭われた町民の方々と各事業所へもお見舞い申し上げます。

（1）今回の豪雨災害での玉東町行政の対応を尋ねる。①人命第一の避難所開設時間及び防災無線による周知等はどう行われ、避難された町民は何名に及んだか。これは一覧表に出ていますのであえて質問はしませんけど、避難所開設等のことでお尋ねしたいところがあります。

それに②、③、④は一覧表にも載ってまして、課長からの説明がありましたので、私の質問は省きます。

続きまして2点目、町職員懲戒処分の件について、町長へお尋ねします。

（2）令和7年6月12日、NHK報道で町の内部情報を外部に漏らしたとし、懲戒処分、減給としたこの職員が、官製談合防止法違反の疑いで捜査を受けた際、警察に情報提供したことを処分理由にしたと明らかにした報道につき町長へ尋ねる。①分限委員会が1年後に開かれ、なぜその時期に行われたか、調査と町長への回答が判明していない。処分を行ったことから、行政処分が存在するはず、事実はあるのか。

（行政処分じゃなくて行政文書だろ。）

あ、行政文書です。すみません、間違いました。行政文書が存在するはず、事実はあるのか。②情報漏洩の事実を最初に知った経緯が不明、どうなっているのか。③何の情報を漏らし、守秘義務違反にあたる情報だったのか。議員はもとより町民が一番知る権利があると思うが、どうですか。④兵庫県は、第三者委員会を開き、事実解明をしているが、玉東町は議員へもこの事案内容は未だ説明なし、全員協議会の場で事案説明は行われないのか。⑤同じく兵庫県は、県警へ地方

公務員法の守秘義務違反とし告発されていますが、玉東町は当事案をなぜ告発しないのか。

以上、質問2点の詳しい答弁を求めます。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問に担当課長よりまずは答えさせます。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 4番、狩野議員の一つ目の御質問については、これまでの答弁と重複しておりますので、二つ目の質問に対してお答えいたします。

まず二つ目の質問ですが、まずこの案件の経緯につきましては、6月議会で答弁しておりますことを申し添えいたします。

それでは、1番目の質問の分限委員会の開催時期でございますが、1年後というのは、令和5年2月の捜査終了から1年後と思われますが、捜査終了から警察の不当捜査に職員が苦痛を与えられたため、再三にわたり警察への謝罪を呼び掛けましたが、応じてもらえなかったため分限懲戒審査委員会が令和6年2月となりました。

2番目の情報漏洩を知った経緯と、3番目の守秘義務違反の情報だったかについては、6月議会の一般質問でも説明しておりますが、職員が取り調べを受けた際、警察側は、職場内の事務文書の書類を持っていたことや、新庁舎建設事業の公募型プロポーザルの審査結果を公表前に知っていたことで、守秘義務違反と判断しております。

4番目の全員協議会での説明については、事件にはなっておりませんでしたので、説明を行う必要はないと判断したものでございます。

5番目の告発の件については、刑事事件として告発するなら重い案件と考えるところです。今回情報漏洩で処分をしましたが、漏洩内容や漏洩先を考えると、告発が総合的に軽い案件であるため、刑事告発までは相当でないと判断しました。また、当事者も懲戒処分という罰を受けており、業務にも支障がでることを危惧したため、告発までは至っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、1点目の質問で、人命第一の避難所開設時間、これについて伺いますけど、何ごとにおいても検証が必要であります。①の質問で、町民からは是非とも議会で尋ねてくださいとのことで、いろいろと町長へ伺います。

一つ目が、役場が線状降水帯の情報を知ったのは何時か伺います。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 狩野議員の御質問にお答えします。

先ほども答弁をしましたとおり、最初、私の携帯のほうへのメールが11時と午後4時には入っております。ただ、そのときの内容については、注意喚起ということで捉えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） NHK局は昼前には予想を出していました。そのとき総務課長はこの予

想でた時点でどう捉えましたか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

私もテレビのほうをずっと見ておりまして、線状降水帯、九州北部のほうに来ていることは知っております。ただ、その中で熊本県が入っていなかった情報までしか私も見ておりませんでしたので、まだ熊本県には来ていないという認識でおったところでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） NHK局はですね、昼前には熊本県にも線状降水帯予想を出しているのですよ。その認識はなかったということでしょう。熊本県に線状降水帯がかかる予想がないということは。NHK局はそれを予想出しているんですよ、熊本県下に。

町長に伺いますけど、この件については、町長はどう思われますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問にお答えします。

その時点では、私はNHKのニュースを見ていませんから把握しておらないということです。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、町長も総務課長も線状降水帯予想は把握してなかったということになりますね、どうですか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 狩野議員が御指摘のとおり、その時点では私も把握はしておりませんでした。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは質問を変えます。災害発生が予想される場合、県や他の自治体では、地域防災計画に基づき災害情報連絡本部を立ち上げることになっているが、立ち上げたのは玉東町はいつか、何時か、答弁をお願いします。

○議長（松尾純久君） それは先ほど答弁が 있습니다から、確認ですか、質問はあつてますよ。

（確認のうえ。）

簡単に答弁をお願いします。

総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

災害対策本部につきましては10時です。10日の10時に設置をしております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 夜の10時ですね。

(22時です。)

22時、分かりました。それではですね、次に、災害待機班が何時に行動したのか。これはですね、この玉東町地域防災計画第1部、一般災害対策編の中で、20ページから21ページ、ここに書いてありますけど、課長はこの資料は持っていますか。

じゃあ20ページをお開きください。

この第2節の職員配置計画の中で、ずっと下にいきまして、配置の基準、その下のアの注意体制、気象業務に基づく災害に対する警報が発表され、町長が注意体制をとる必要があると認めたときは、災害の防除及び被害の軽減を図るため、警報発令勤務表に基づき配置体制を取り、警報の伝達、災害情報並びに被害報告の収集に当たるものとする。それから、災害待機班と書いてあります。この待機班が何時に行動を起こしたのか伺います。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

この場合の警報待機班については、警報が出てからの待機となりますので、災害待機班については10時から10時20分の間には来ております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 分かりました。それでは次にいきます。災害待機班のほかに総務課及び建設課を追加配置したのか、伺います。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

そのときに来ました職員については、総務課はもちろんでございますが、建設課、それから企画課、それから福祉課の部分と保健こども課の職員についてはまいっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） はい、分かりました。次に、前途の両計画の中にも、情報収集、伝達があり、その訓練計画もある。災害対策本部メンバーへの訓練は今年に行ったのか伺います。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 狩野議員の御質問にお答えします。

訓練は行っております。以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それはいつごろ訓練は行いましたか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 質問にお答えいたします。5月には行っているところでございます。日にちについてはちょっとお待ちください。5月の8日ですね。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） はい、分かりました。それでは次に、今回ですね、すみません、次にまいります。

災害が発生したら災害対策本部に切り換えることになっていますが、何時に切り換えましたか、伺います。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 先ほども申しましたが、災害対策本部については10時に設置しております。というのも災害が発生しかかっておりましたので、その時点での設置となっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） はい、分かりました。次に、県の総合防災システムを見れば、県砂防課の雨量データがリアルタイムで見られます。情報部署は、または対策本部は見ていましたか、伺います。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 県の防災システムはもちろん、役場の雨量計のほうも全部確認しております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 役場庁舎にも雨量計が設置されていますけど、どなたが確認に行きましたか。されましたか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 確認についてはすべてパソコンのほうで見れるようになっておりますので、自分のパソコンで確認をしております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、確認したのは総務課長が確認をされたということで、ほかの職員は確認はされていないということですか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 狩野議員の質問にお答えします。

私は常に確認をしておりまして、ほかの職員が確認しておるかどうかについては私のほうは分かりませんが、多分確認される職員はいるかと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、玉東町LINEの防災情報は、当初8月11日の午前0時に避難所開設との情報が出ましたが、あまりにも遅いのではないのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

避難所開設につきましては、実際開設をいたしましたのは10日の23時にはもう役場のほうを開いております。ただ無線のほうで流れたのについては、緊急避難がでたときと同時にってしまったことです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、なぜ今回玉東町LINEで防災情報は、8月11日の午前0時に防災情報LINEで流したんですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 狩野議員の質問に答えますけど、功刀議員が最初質問したときその件は詳しく話したわけよね、同じ質問は繰り返さんでくれて議長から言われとって、そこをしっかりとね、質問者が言うとき、答弁をしようとき、やっぱりダブらんと聞いてもらいたい。いいですか。私が答弁をしたわけよ。もうバタバタでね、外部対応で、マスコミとか警察とか自衛隊とか電話があって、それに追われて流すのが遅れたと最初言うたわけよ。そういうことで遅れたと、理解しましたか。

○議長（松尾純久君） よろしいですか、先ほど朝から私が注意したように、重ねての質問はできるだけ控えてください。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、この情報は1時間の誤差がありますが、これは行政側がバタバタしていたということで1時間の誤差がでたということですね、それで解釈していいわけですね、分かりました。

それでは次にいきます。今回の豪雨で、山口区の黒石団地内でも停電が8月10日夜の10時半から明るる日の11日昼過ぎまでありますが、対策本部は把握していましたか、伺います。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 停電についてはこちらのほうも把握をしております。というのがですね、木葉地区においては11日の1時半に停電したという情報は入っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 把握しているならですね、この朝からの配付された令和7年8月豪雨災害復旧状況一覧表、これに載せるべきなんですけど載せてないからここで聞きましたけど、この山口区の黒石団地地区だけが停電箇所があったのですか。それともほかにも停電箇所、町内であったわけですか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 狩野議員の御質問にお答えします。

もう1件、11日の10時25分には稲佐のほうが停電したと、また断水もしたということで情報は入っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） そういったですね、停電が一番、電気が来ないのが一番重要なわけですよ。そういった情報もこういった資料を作った以上、やっぱり載せるべきなんですよ。この黒石団地の地区の方もですね、九電に直接電話されているんですよ。電気が停電しているということで、けど九電のほうでは行政からの要請がないと動けないということで、役場のほうからの九電への要請は行ったんですか、伺います。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 停電につきましては、前回答弁したと思いますが、停電については九電のほうに問い合わせただけで、役場のほうではちょっと対応は難しいかと思います。以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） いやそうではなくして、停電の場合、行政のほうから要請がないと修理に迎えないと、その地区の方は言われたんですよ。行政からの要請がないと九電独自では停電箇所の修理には行けないということで。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 狩野議員の御質問にお答えします。

停電の修繕でございますが、役場から九電のほうへということは、ちょっと私も今まで聞いたことがありませんので、すみませんがそこは私のほうも分かりません。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） これはですね、黒石団地に木葉リハビリクラブがありますけど、ここも停電を受けて九電のほうに電話したけど、玉東町役場のほうから要請がない限りは修理には来ませんということで、そういった答えだったそうです。そのまた近くの人にも九電に直接電話されて、九電お答えがやっぱり同じ答えで、玉東町役場からの要請がない限りは修理には迎えないという、そういう回答だったそうです。

やっぱり木葉リハビリクラブとまた近くの方も同じ九電に対応して、同じ九電の回答だったから、私もそれを町民から聞いたうえで今回尋ねたわけですよ。だから多分役場のほうとしても九電のほうに連絡をされたと思うんですけど、明くる日か11日、そこはどうなっていますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問にお答えします。

狩野議員が言うようなことであれば、行政に連絡してもらおうと。行政は連絡がなかったら分からない。行政に連絡してもらったら、行政から言わんなら分らんと、同じことをね、消防が言われた。消防は分駐所があるよ、あそこに電話して助けに来てくれて言うたら、119に電話してくれと、そこにおって真ん前が、■■さんとこだけんすぐそばだけんね、何で119にせなんかてあとで私が注意したけど、それと一緒にね、電気が止まるとなれば九電に電話して直接じゃなかったら、行政に連絡してもらわんと、行政は連絡してもらわんと分らんとよ。行政が電話を受けた

ならちゃんと九電に取り次いでやるけん。九電がそういうことを言うたなら、そら停電したからというてね、九電に言うて行政は何もしてやらんて言うたって、そら行政知らんとだから、分かった。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 今、町長が言うのは分かります。けど黒石地区の停電箇所の住民は、役場にも連絡を入れたそうなんです。役場に、最初九電に電話したら、まず行政からの要請がないと動けないから、役場にも連絡を入れたそうなんです。明くる日、九電のほうから停電箇所の修理に来られたそうなので、この黒石地区は雷が落雷で落ちて、それで全域じゃないですけど、木葉リハビリクラブ周辺の家の方が停電に遭われたわけですね、全地区じゃなくして、それで九電に連絡取り、それから九電から言われたことを役場に連絡したということで、その連絡は停電箇所の住民からは役場のほうには来ていますか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 狩野議員の御質問にお答えします。

ちょっと今、ずっと履歴を見ていましたが、黒石からの停電はちょっと私のほうが把握できておりません。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 多分役場も混乱の中、どなたが電話対応を受けたのか分からないと思います。今後の検証課題になると思うんですよ、はい。この質問のまとめとして、台風シーズンを迎え、今回の対応を検証し、データ保存化もし、いざという場合に備え、早期の情報収集、防災無線の活用による町民への周知、避難所の早期開設、安全な避難所の確保等々に地域防災計画に基づき、的確に動いてほしいと思います。

以上です。この1点目の質問は。

その次、2点目の質問になりますけど、①のですね、答弁で、分限委員会が1年後に開かれた時期が総務課長の答弁で分かりましたけど、この内容がですね、もう一つ腑に落ちないというか、令和5年に始まった捜査が、分限委員会が令和6年2月に開かれた、これ何で1年後に開く必要があったわけですか、その前に開いてもよかったんじゃないかと思いますが、どうですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問にお答えします。

よく聞いてってください。この事件の発端は何かと。アベニール木葉12階建て、この建築をやった。そのときちょうど町長選挙がありよった。その後、2年後ぐらいに庁舎建設これがあった。この庁舎建設もアベニール木葉もプロポーザルで入札をやったわけ、アベニール木葉で疑いを持ったんだろうと思う。捜査の入ったのはこのちょっと前からよ、内々でね。あの庁舎建設のプロポーザルが終わった段階で入ってきたわけ、調査が、プロポーザルの結果がでて、それから庁舎のプロポーザルの結果は、警察が予想しとった業者じゃなかったということで、この件はもういいと。同じやり方でやっとするけど、この庁舎の建設は当てがはずれたからもういいと。警察が思

うとったつが取らんだったわけよ。アベニール木葉については、■■さんの孫と俺の■■のこのグループが取ったから、ここに絞ってきたわけよ。

プロポーザルというのは、指名競争入札とは違って、チャンピオンを決めることはできない、話し合いで。話し合いができないように、談合ができないようにこのプロポーザルを採用したわけ、その中で警察が何を使ったかという、協力者を使ったわけよ。協力者をどこに絞ってきたかという、玉東町役場の企画課の職員2名を付けたわけよ。この職員に対して、ずっとやっぱね、行き来をチェックしとるわけよ。どれくらいチェックしたかは分からん。しかし、通勤途中にバイクで前後を挟んどって、行ったり来たりして止められたと。そしてワゴン車から刑事が降りてきて、何だろうと思ったて。免許を見せなるとかねて、スピード違反かねて免許を見せようとしたら免許じゃないて、分かっとなるでしょうて言うたらしい。その後、大津警察署に連れて行っていろいろと尾行したことを話して、捜査に協力をお願いしたらしい。本人は怖くなって、つけられとるもんでね、自分の行動を知られとるもんで、怖くなって協力をしていたと。何を協力したらいいですかということで、アベニール木葉のことと庁舎のことと聞かれたと。事務文書これも渡しとったと。そして庁舎建設のプロポーザルの結果、これは公表前、ここが大事よ、公表前に警察が書類を持とったと。これは何で分かったかという、11月5日に一斉捜査に入ったわけよ。これは4年の11月5日だった。そのとき職員が7名か、事情聴取を受けたと。アベニール木葉についてね、いろいろ聞かれたと。官製談合があったんじゃないかといういことで。しかしそういうことはなかったと。しかし、書類をやって、A君て言おうね、A君が、警察協力したのはB君、捜査を受けたのは担当をやとったA君が、ずっと11月5日から取り調べを13回にわたって、約80時間に捜査を受けたわけ。その中でいろいろと警察が同じことを繰り返し質問するわけよ。質問するけど、A君もあまりにも警察がね、自分のことを知りすぎとっということで、防犯カメラか盗聴器を付けとるんじゃないかと言うたらね、そういうのは付けてないけど協力者がおると。協力者がおるということは、自分の行動をいちいち知つとる、頭を抱えとったとか電話をとってね、しよったとかいちいち言うから、内偵したところがB君が浮かび上がったということす。

B君は協力をずっとさせられて、そのほかにね、C君も協力を依頼されたけど、C君はどういうことで協力せなんかて言うたら、写メでいろいろ送ってくれて言われた。そして反町長派と町長派を教えてくれんかと、そういうことには協力できないということで別れたと。C君はそれで終わり。B君はあまりにも警察が知つとるもんで協力したと。その協力したことに内部の書類が流れとったということで、警察にね、捜査が終わったのは2月の7日に終結したわけよ、何もなかったと。いろいろ調べたけどね、時間も相当かけとっ、40人体制で調べもやとっとき、しかし何もなかったということで、捜査終了と、2月の7日、それからね、何もなかったということだけね、私が警察に謝りに来てくれ、A君の家族に謝ってくれと。A君のところは、朝からね、7時ぐらいにピンポンと押して、娘ん子が3人おって、まだ学校に行きよるころ、やっぱり集団登校だから子どもたちが迎えに来る、友達もね、いやな思いをする、11月5日はね、学校行事があった、親子行事が、それに行かなんから、それと駅伝があるから、11月5日ね、自分も

OB会のことで行かなんというて、そのあとに来るて言うたけど、もう連行されたと。娘ん子なんかもいやな思いをしとるわけよ。そういうことがあって、何もなかったというから謝りにこんかと、謝りに来てくれと、俺の知り合いの元刑事を通じてね、いろいろと言っとったけど、来なかったと。1課と3課はね、やっぱ間違っとなら謝るらしい。しかし2課は絶対謝らんと、しかしそれじゃいかんと、旧態依然のやり方ではいかんと、やっぱ間違ったら間違っただね、謝れば、みんな協力もするぞて、そういうことをやっとなら県民もね、国民も離れてしまうぞと、警察から、警察は嘘ばかり言いよとじゃなかつたて思われるて、一部の人間だからね、ほかの人は真面目に警察もやっとならけど、一部の人間のことで警察が疑われるようになると、謝って慰労してやってくれんかと言うたけど、1年間来んだから協力した人間を分限にかけたわけよ。

それだけじゃなくてね、その問題だけじゃなくて課内を乱したよね、やっぱ捜査に入ったことで課内が乱れた。今は疑心暗鬼になつとる、職員が、俺もそうよ、信じられん、こうなつたらね、最悪よ、やっぱお互い仲良くしていかないかと、職員はね、これだけずっとやってきて、うまくいっとなら玉東町、それがここにきてね、ほころびかかてる、それが一番俺も悲しい。そういうことがあってね、分限の処分もしたけど、軽い処分で済ませた。

(ちょっといいですか、まだ。)

そういうことがあってね、処分をしたけど、もうちょっと詳しく話を聞きたければあとで話して聞かせます。

○議長(松尾純久君) 4番、狩野勝次君。

○4番(狩野勝次君) 今の答弁であらかた見えてきましたけど、町長が最初言われた■■さん、■■さんという関係はどういう関係ですか。

○議長(松尾純久君) 町長、前田移津行君。

○町長(前田移津行君) 4番、狩野議員の質問にお答えします。

■■店、旦那は亡くなったから奥さん名義、その孫が■■、その■■君と■■君はね、仕事の同業者、熊本でマンションをいくつか建てとる、その中に■■さんは、■■君はガスで入つとるわけよ、アベニール木葉を造るときね、■■さんは貸さないて、ゆめ・ステーションを造るときに■■さんと■■さんにも話に行ったわけよ、あれを一帯的に開発しようかと思うて、しかし2人とも同意をされなかった。そうこうするうちに■■君が孫ということが分かってね、孫と話せばこれはできるんじゃないかなと思つて、駅の近くにマンション計画を立てたわけ、そして■■君に協力を依頼したわけ、しかしプロポーザルでやる中で、■■君を大体優先候補で最初契約しようかと思うた。ところが、それでは国からの補助が受けられんと。やっぱ町がだいぶん出さないかんということで、その余裕はないと。プロポーザルでやることによって国からの補助が2分の1付くわけよ。あのマンションは12階建て、マンション自体は6億ぐらい、3億ぐらいの補助をもらったわけ、で、あの家賃を安くできるわけ、付帯工事で7億7,000万ぐらいかかったけど、駐車場整備をやったもんで、■■さん、孫がね、話ができるということで、駅前にマンションを造りたいと、12階建てということでね、協力をしてもらったけど、プロポーザルでやらなん

からこの競争はガチだ、どうにもならんと、しかし、あの土地をまだ契約してなかったから、■■
■さんの名前だったから、だれが取るか分からんとプロポーザルは、で、あの途中の契約を急げ
て言うたわけよ、町と契約は先にせろと、そすどだれが落札してもいいようにしとけと、そうい
う指示をだしておる。だれが取ったってあの土地には建てられるように、しかし、■■君と俺の
同級生の■■■、これがやっぱりマンション経営でね、熊本では何棟も建てとるから、ノウハウを
持つとるわけよ、国の基準でいくとマンションを建てるとね、ものすごく厳しかったいね、良い
マンションを、設備の良いものを造らないかんと。国の補助でいくとね、ものすごく高くなる、
建築基準法で建てれば安くできると、で、建築基準法に合格すればいいんだから、震度7に対応
できるような家を建てときゃいいんだから、で、競争になったわけよ、プロポーザルに。プロポ
ーザルというのは提案型、設計から金額、落札金額まで決めて一体でやらないかん、これはもう
絶対話し合いなんてできん、そういうやり方をやって、■■■、■■■のグループがT S Gそのグル
ープがほかの業者よりもかなり安くできたわけよ。安くできたということで、玉東町はずっと買
い物券毎年やっとするわけよね。この庁舎も2割減20億750万の負担行為予算を立てたけど、16億で
できたということで、4億浮いたわけよ。その金で買い物共通券を毎年出してきたわけ、そうい
う努力をしとるわけ、そういう努力をしたのが何で警察は悪いいうかて、おかしいよ、プロポ
ーザルのやり方をね、もうちょっと警察が理解しとればこういう問題は起こらんだった。しかし、
もとを正せば政治がらみと、政治がらみが一番の問題。

以上、答弁とします。

○議長（松尾純久君） 若干時間が押しておりますので、よろしいですか。

4番、狩野勝次君。

（あと何分ですかね。）

あと8分です。

（8分、わあそら時間が足りないから、延長質問大丈夫ですか。）

認められません。今日5時に終わるかどうかわからないぐらい押していますので認められませ
ん。続けてください。

○4番（狩野勝次君） 町長が答弁が長いから。はい、じゃあ簡潔に聞きます。

今回処分を行ったことから、行政文書が存在すると思いますけど、これはありますか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 狩野議員の御質問にお答えします。

行政文書というのは処分に関する文書ということですか。

（そうです、処分に関する行政文書。）

それはあります。以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） その行政文書をですね、私たち議員も開示請求、申請しても出してもら
えますか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

はい、議員さんとして出していただければ出せるかと思いますので、以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） はい、分かりました。じゃあ是非申請に行きますのでお願いいたします。

（1人じゃだめぞ、全議員。）

○議長（松尾純久君） ちょっと待ってください。それ名前あるんでしょう。

（名前あります。）

それは●●●してないのにそれに名前が入っているのは良くないんじゃないですか。

（いや、そこは全部黒塗りになっています。）

黒塗りですね。

（はい、個人情報全部。）

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） ほとんど黒塗りで出てくるんでしょう、開示請求しても、それを出してもらえたら大丈夫です。

次にですね、情報漏洩事実はだれが最初に知ったのか、これを伺います。

○議長（松尾純久君） ちょっと待って、何てですか。

（情報漏洩の事実はだれが最初に知ったのか。）

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問にお答えします。

情報漏洩の事実は情報漏洩を知らせたのは警察です。取り調べを受けた人間が知ったわけですね。それから当分してから私たちも分かりました。

○議長（松尾純久君） 3分になりました。4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 何の情報を漏らし、守秘義務違反、情報とは何か伺います。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 狩野議員の御質問にお答えします。

先ほどの答弁で申しておりますが、職員が取り調べを受けた際にですね、警察側が職場内の事務文書の書類、それから新庁舎建設事業の公募型プロポーザルの審査結果等を公表前に知っていたと、先ほども答弁をしております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。最後にしてください。

○4番（狩野勝次君） はい、分かりました。町長は、外部からの垂れ込みでこの事案発覚とテレビインタビューで答えましたが、町長は垂れ込み者は分かっているのではないのでしょうか。どうですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。最後にしてください。

○町長（前田移津行君） そこは個人情報でありますので答えられません。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

(もう質問は終わりですか。)

はい、終わりです。

(はい、じゃあ以上で終わります。)

まとめは要らないんですか。

(まだ尋ねたいところがありますけど、あと2点ほどありますけど。)

はい、じゃあやめてください。

(はい。)

4番、狩野勝次君の質問を終わります。

しばらく休憩します。

休憩 午後3時05分

再開 午後3時13分

○議長(松尾純久君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

続きまして、7番、林和廣君。

○7番(林 和廣君) それでは一般質問を始めたいと思います。

大雨による災害について。被害家庭及び事業所への援助の内容、これはちょっとほかの方と質問が重なりますので、若干変えたいと思います。被害家庭はリストアップされていますから、いろいろ検討するとのことですので、事業所への援助の件で、町の誘致企業のオルガン針に対しての誘致企業としてのですね、救済措置はどう考えられているかに変えます。

それから2番目、災害ボランティアへの対応。これはセンターを13日に設置して14日から活動を開始したと言われましたけども、自由に希望があれば受け入れるのか、それともSOSで来てくださいといってセンターのほうから発信するのか、そのへんの対応をお願いします。

それから2番目、居住地開発の状況。木葉丸田地区分譲地の現在の状況をお願いします。

それから上木葉地区、25から28区画の開発構想と道路整備についてはどうなったか。

以上です。

○議長(松尾純久君) 町長、前田移津行君。

○町長(前田移津行君) 7番、林議員の質問にお答えします。

まずは担当課長より詳細にわたって説明をさせます。

○議長(松尾純久君) 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長(清田 豊君) 7番、林議員の被災事業者への援助の内容についてお答えします。

8月25日、内閣府政策統括官の通知によりますと、玉東町が局地激甚災害指定の見込みとなっており、仮に局激の適用となった場合の措置としては、激甚災害法に基づき中小企業支援措置激甚災害法12条により、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例として、被災中小企業に対して、一般保証とは別枠が適用すべき措置として指定されます。

以上、答弁させていただきます。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 7番、林議員の二つ目の御質問についてお答えします。

災害ボランティアの募集につきましては、先ほどですね、林議員も言われたとおり、8月13日にですね、まずこれ町内の方に対してですね、町のホームページとLINEで募集を行っております。その後ですね、ニーズの確認や現地調査を行った際、多くの受け入れ希望があったため、町外ボランティアも参加いただけるよう14日に社会福祉協議会のInstagramとフェイスブックで募集を行いました。ニーズや参加者数については、功刀議員の御質問の際答弁しているとおりとなります。

災害ボランティアの流れとしましてお話ししますと、1日ですね、9時から受け付けを行います。9時半からですね、ボランティアがまずできること、それとですね、被災者が希望することに対するですね、マッチングを行ったあと、グループ組み、リーダーを決めて支援者宅へ移動を行います。

支援活動につきましては、午前、午後の2時間ずつ、合計4時間となっており、終了後に活動報告の記入をしていただいたら解散という流れになっております。支援活動時は、災害ごみの処分や清掃等、主に家の中となりますので、被災者の方に立ち合ってください、指示等を行っていただきます。活動等のスコープ等の資機材や飲料水については、支援物資からの貸し出しや支給を行っておりますが、基本的には昼食等を含め、ボランティアの方に準備をお願いしております。

また、今回は災害ごみを搬出するための車両の確保が難しい家庭が多いことが想定されましたので、総務課より12日に消防団員に対し、災害ごみ搬出にかかわる有償ボランティアの募集を行っています。総務課への登録は5名いらっしゃいましたが、活動の実績としましては、15日に1名、4時間御協力をいただいている状況です。

今回はニーズの量や緊急性を考慮し、有償ボランティアの募集を行いましたが、災害ボランティアとして多くの方が御協力いただく中、今後の運用については、災害の規模や状況に応じ、適宜判断を行いたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 続きまして、居住地開発の状況につきまして御質問にお答えします。

まず、木葉丸田分譲地につきましては、分譲地整備の工事が完了しましたので、分譲地の区画測量をただ今行っております。分譲の申し込みの状況につきましては、4区画を8月まで募集しており、当初申し込みが4件でしたが、昨日1件辞退されましたので、最終で3件、3区画の決定を行います。今後は10月から11月にかけて契約を進め、その後、年明けぐらいから建築に取り掛かられると思っております。残りの1区画につきましては、今後広報やホームページなどにより募集を募っていきたいと思います。

次に、上木葉分譲地につきましては、現在設計を行っており、地元への説明会を7月に行ったところでございます。そこで出た意見などを集約し、分譲計画のとりまとめを進めており、再度

地元への説明会を行ったのち、年度内には完了する予定としております。この上木葉地区は、木葉駅から700メートルの範囲であり、総合計画の駅を中心としたまちづくりに沿った移住定住につながる住宅施策の位置づけとなります。構想といたしましては、シルクタウンと同程度の広さの8,000平方メートルから9,000平方メートル、1区画は70坪から80坪程度とし、25から28区画程度を想定しております。1世帯3人から4人の子育て世帯を中心として、募集を行いたいと思い、人口は80人を目標としております。

また、道路整備計画につきましては、現在分譲整備計画の検討をしており、この計画に合わせて、今回補正予算に分譲地と周辺町道を結ぶ新規の橋梁の設計を計上しております。これらの計画に併せ、国道へのアクセス道路の拡幅や舗装工事など、これから詳細を進めていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 先ほど清田課長から説明がありましたけど、局激指定見込み、指定後は激甚災害法ということに対して御答弁いただきましたけれども、町の誘致企業だからね、その特別措置というんじゃないけど、町独自の措置は考えられておりませんか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

唯一の誘致企業であります。昭和45年創業、医療機器の社会的シェアを持っております。そういうオルガン針が撤退しちゃ困るから、林君が言うように、町としても誘致企業に対する支援は考えていかなければならないと思っております。これがですね、まだどれくらいかかるのか分かりませんから、大体5%程度というのが誘致企業に対する支援であります。当初、最初つくるときがそうであって、災害のときはどうするかというのは、今後検討をしていかな。

先ほど課長が答弁しましたが、国の支援制度があります。それを見て、そのあとをですね、考えていかなければならないと、そう思っております。

以上、答弁します。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 事業所も31事業所が被害に遭ったと書いてありますが、何でオルガン針に限定したかというのと、もちろん誘致企業であることもあるんですけど、最近こういう話を聞いたんです。あそこを玉東町の玉東工場というか熊本工場か、のオルガン針を手直しせんでも、あのラインはベトナムに持っていけばもうすぐ簡単にラインに乗せられるんですよということで聞いたんです。ああそうですかという話の中で、玉東のためにあの工場は残すというのが会社の方針なんですよ、こう聞いたんです。だから、じゃあ町として誘致企業でもあるから、支援のですね、手立てはすべきじゃないかと考えましたんであえて質問しました。手厚い措置というか、支援を、私からも町内の従業員が何人もいらっしゃいますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次にですね、大きな被害を受けられたローソンさんですね、ローソンさんが酒キングの跡地に

来られて、全部建屋も何もなかった更地のところに来られたんですけれども、いよいよ工事が始まった。そのとき近所の人たちが何人も耳にしたんですけど、何人もここは水に浸かるから地盤は高めたほうがいいですよ、工事やっている人に言ったそうですよ、何人もあの辺の人たちですね。ところが、それがオーナーには届かなかったんでしょうね。これをなぜ届かなかったかというと、高めるという話は聞きましたからどうですかと言うと、自分ところの作業が、ああそうですかというて何か月かまた遅れるから、作業員の方が会社、会社が上にて言うことはないんだろうなと思いました。

そういう事例を防止するためにですね、町が建築許可を出す場合、そのようなアドバイスはできないんでしょうか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 林議員の質問にお答えします。

玉東町はですね、都市計画区域の指定外となっておりますので、建築許可は出さないことになっておりますので、県のほうで出すようになっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） では今のところ一軒一軒個人の家庭だけ出すんですか。事業所は出さないということ。

（いや、全部です。）

個人の場合も県から出す。町は携わっていないわけ。

（はい。）

ああそうですか、それはそれは、でも何らかのね、町民のアドバイスというか、長く住んだ人の、例えばこの前、宮城県に研修に行ったときにも、昔からの言い伝えで、津波が来たらこの坂を上れという昔からのですね、経験で、あるアドバイスを生かすための何らかの方法は考えておくべきじゃないかなと思います。

今回の大規模災害で、木葉川の氾濫、5、6年か7、8年前に説明会があったときの話は、20年先の話だったんですよ。原因ははっきりしている今、近隣の市町村、例えば玉名市とかですね、長洲町とか天草とか、そういう人たちとそろって国への先ほど出ていましたけど、陳情の具体的な予定はまだ入っていないんですか。それと今回の大規模災害で、国交省の取り組みが早まるだろうという期待は持てませんか。

町長、お願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

期待をしたんです。ところが国会は国民の声を無視して総裁選挙に入ったと、それどころかと言いたい。この災害、そしてアメリカのトランプさんの関税、この問題、国民生活に多大な出費を求めるといこと、このことが大事じゃないかと私は思ったんです。しかし、国会議員の考えは違うわけですよ、権力闘争と。

そういう中で、今言ってもだめですね。やっぱりこれがちょっと落ち着かんと、どこに頼みにいったが一番効くかということがあります。これから先ですね、東京に行く機会がずいぶんとできます。その都度ですね、やっぱり要望活動というのはやっていきますので、あとはどういふふうに持っていつてくれるのか、国会議員の考え次第だろうと思います。

以上、答弁します。

○議長（松尾純久君） 7 番、林和廣君。

○7 番（林 和廣君） 今回の熊本の災害の前に鹿児島県の災害がありました。今日この議会が始まる前に議員の控室というか、研修所がありますけれども、そこでの話、鹿児島県にはある大物議員が早速入ったという話を聞きました。それから尾が付いて新幹線の話も鹿児島県は特区でした。鹿児島県は政治力のおかげで非常に早くてまた力強い、そういうのにですね、やっぱり熊本も取って代わって、前田町長は町村会の副会長もなさっているから、熊本県一丸となってですね、災害は忘れたことにやってくるんじゃないくて、今、忘れんうちにやってきますから、政治活動をお願いして次の質問に入ります。

災害ボランティアの話ですね、無償のボランティア活動と有償ボランティアがあると思いますが、そのへんの実態はどうなのでしょう、全部に日当が出ているんですか。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 答弁のほうでもお話ししましたとおり、災害ボランティアの方についてはですね、これは昼食等も含めてですね、自分で準備していただくというのがですね、ボランティアの基本となっておりますので、災害ボランティアで来られている方は無償で来ていただいているような状況です。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7 番、林和廣君。

○7 番（林 和廣君） じゃあ災害ボランティア、NPO 法人からの派遣といってもお金は出してないということですか。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 7 番、林議員の御質問にお答えします。

来られている方については無償で行っていただいています。

以上です。

○議長（松尾純久君） 7 番、林和廣君。

○7 番（林 和廣君） ボランティアの人がでしう福祉センターかどっかでシャワーを浴びて出ていかれるということのをちょっと聞きましたけど、逆に宣伝も兼ねて入浴券ぐらいはやってもいいと思いますけど、そのへんのことはどうなのでしょう。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 7 番、林議員の御質問にお答えします。

それは交流センターの入浴券ということですかね。交流センターのほうにつきましてはですね、19 日からですね、ボランティアの方についてはですね、ボランティアに協力していただいた際は

ステッカーを貼っていただきます。そこに日にちが書いてありますので、その日に限りですね、無料で入浴をされております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） それは良かった良かった。それではですね、ボランティアばするほうも受け入れるほうも非常に難しいと思いますけど、ある人がですね、会社勤めで、夜勤で一晩中働いて帰ったと。朝飯も食わずに寝もせずに近所の水害に遭ったところにですね、もう帰り際にすぐ行ったと。「今ごろ来て何かと」こうその家の持ち主さんから言われたらしいんですね。ちょっと暴言じゃないかなと思うんですけども、やっぱり受け入れ側もですね、相手が夜勤明けで飯も食わん、寝もせんで来たということは分からなかったから軽はずみにでたんでしょうけれども、そういう例もあります。

だから、例えば役場のボランティアセンターに、うちも水害で浸かりましたからと要請するときにですね、若干の注意事項ではないんですけども、何かそういうことがないようにですね、してもらいたいと思います。

それからですね、もう一つボランティアで入られる方たちの万が一の傷害保険というのはどうなんでしょうか。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 7番、林議員の質問にお答えします。

災害ボランティアにですね、登録していただいた方は、年度末まで有効のですね、有償のボランティア保険というのに加入して、そちらのほうについてはですね、町のほうで負担するような形になっております。

以上、答弁とします。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 受け入れとしてですね、過去にこういうことがありました。阿蘇で災害が起きて、全国の災害ボランティアが、その当時は災害ボランティアとは言わなかったな、ともかくボランティアですね、が、私が知っている男が、東京のほうから阿蘇の被害地にボランティアを送り込むから中継してということで依頼があったんですよ。そのときが多分滋賀県、千葉県、福井県、福島県の4人だったと思います。4人を送り込むから、ところが、阿蘇の近辺にホテルにその人たちは泊まる予定だったんですけども、そのホテルも災害に遭ったんです。だから林さんとこで中継してくれてというのは宿泊ですね、だから4人を、ならちょっとということで、役場のある職員さんに相談したんです。福祉センターで泊まらせてくれんかというような話をですね。そしたらその担当課長が、「そがん急に言われても」てこう言われたんですね。そしたら僕すぐ「災害は急にくつどが」て言って、結局だめということになったんで、揚の公民館に泊めようと思って、役員さんが何人か寄って、どがんするかどがんするかて話すけれども、理解してもらえなかったんですね。そしたらとうとう、どうにか4人ぐらいならということでうちで宿泊させて、飯も持たせて4日間送り込みました。

今回玉東町にもその208号線を通る人たちの避難所で受け入れたんでしょう。●●●ね、そういう対応と同じで、それは地元の災害だったんですけれども、私が先ほど言ったように、よその災害で、例えば知り合いが来る、災害ボランティアが来るというのに、災害ボランティアセンターに相談したら、よその災害でもどうにかなるもんですか、受け入れは。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 7番、林議員の御質問にお答えします。

このたびの災害ボランティアセンターですね、当町で被害が起きたので立ち上げるような形にして立ち上げております。災害ボランティアセンターにつきましては、社協との協定によりますが、常にそれが動いているわけはございません。やはり町がですね、必要とする場合にですね、立ち上げて、そういう活動を行うようなことになっていますので、他町のですね、災害、もちろんそれは災害の規模によってですね、判断する部分は、例えば町としてもあるかもしれませんが、今、御質問のですね、他町の方が他町のにボランティアに行きたいから、災害ボランティアセンターに泊めてくれというのはですね、ちょっとなかなか難しいと思っております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） でも線状降水帯というね、昔は言葉がなかったように、その雨の降る線が、子どものときからありましたよ、ここが、玉東が降りよんなら玉名、玉名も降りよんなら熊本も降りよっどたいて、地球全部雨じゃないかなというとき子どもは考えていましたけど、そういう災害地域が広がっていますよね。だから、私は地元自治体は独立性でありましようけどね、そういうつながり、例えばですよ、例えば南関でボランティアが必要なときに、玉東町もやっばり開設すべきではないかと、今、答弁はもらいせんけれども、いずれね、県とかなんかでそういう話し合いがあったら、私は言うべきじゃないかなと思います。あるいは郡単位でもいいですよ、そういうボランティアセンターは開設すべきじゃないか、その必要性がいずれは出てくると私は思います。

それでは2番目の大きな質問の中の2番目ですね、居住地開発の状況、木葉丸田地区の分譲地の件分かりました。上木葉の件も分かりました。これはですね、令和6年9月議会の私の一般質問に対して、乱開発防止、町の開発の方向性、少なくとも建築基準法の幅4メートルの道路、排水溝の整備でとの質問に対しての町長の答弁でした。コンパクトシティ構想のエリア内にありますが、レッドゾーン、イエローゾーンと隣接地になりはしませんか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） この区域はそのレッドゾーンの区域には入っておりません。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 大丈夫ですね、はい、分かりました。なぜ分譲地の必要性を説くかといえば、お分かりのとおり、玉東町は子育てや教育の充実と交通の便と土地や家賃が安いとの声、特に若い人からの声をたくさん聞きます。私個人としても相談を受けることが多くなりました。

それと最近耳にしたのが、今、玉名市のアパートに住む人がですね、現在家賃7万円払ってい

るそうです。近々9万円に上がるそうで、その方は玉東町に來たいと具体的に言われました。全国的にこのようなべらぼうな家賃値上げの事例が報道されています。近場でもいずれ近いうちにそういう事例が多くでてくることが予想されます。このようなことからこの地、玉東町を求めてくる方も多くなると予想します。今後の展開はどうなんでしょう、上木葉が済んだあとの展開というのは。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

これから先、農地これは荒れてきます。耕作放棄地になってまいります。特に木葉地区においてはそれが甚だしく進んでいくと思います。そういうことを考えたときに、この上木葉地域は住宅整備をやると決めたんですね。まだこの近辺にはずっと畑が残っております。こういうところは住宅整備をしていきたいと。いずれ耕作放棄地になって荒れていったら、山からイノシシが住み処として降りてくると、そうなったら危険になるということで、住宅地にずっとしていきたいと。この玉東町は工場誘致にはまだ向かないということで、住宅整備だと、やっぱり子育て、福祉政策、それから家賃も安くできますので、その点で頑張っていこうと、住宅政策、で、人口減に歯止めをかけていきたい、そういう考えでおります。

先ほど課長からの答弁がありましたけど、700メートル、この以内がまずは住宅整備の基本になってまいります。なぜ700メートルかと、駅から10分以内で行けるところが700メートル、それ以上になるとやっぱりちょっと遠いなと思うようになるわけですね。で、700メートル以内をやっていくと。そうすることによって人口が増えていくなれば、民間の事業者もその外に造ってくれるんじゃないかなと。しかし民間が造ったら利益を出さないかんもんで、玉名が近々やっぱ9万円、それよりも上がるんじゃないかなと言われるようになっていくかもしれん。私が将来今後考えているのは、高齢者集合住宅、これはできるだけ安価な家賃で入れるようにしていかなければならないと、そしたら何かというと、国民健康保険これは6万とか7万ですよ、月に、そしたら家賃が4、5万したらもう生活できない。その人たちをどうするかということを考えながら住宅を造っていかないかと。安くできる、建築基準法には乗って安くできる住宅整備を考えております。

以上、答弁します。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 玉東町は住みよいということで、今、若い人にも人気がありますけれども、先ほど言った子育てなどの充実がと言いましたが、いろんな補助金制度がある中で、よくよく調べてみれば、隣接近隣自治体と比較すれば、一つ一つですね、比較すれば劣っている部分も多々あります。あれはよその町はもうちょっと補助があつてったいという話もあるんです。必ずしも玉東町は子育て充実とのうたい文句にあたいしていない部分もあります。いま一度中身の充実を見直してもらいたいが、対応はいかがでしょう。

○議長（松尾純久君） 例えばを示してもらわないと、子育てが充実していないところを1個でも指摘してもらわないと答弁に困ると思うんだけど。

○7番（林 和廣君） 何をするかて。先ほど向こうで80人うんぬんで人口政策ね、ありましたから、玉東町に移住定住してくれる人をね、するんなら、もう少し子育てていうて、向こうにある町よりも劣っているところがあるんですよ。

○議長（松尾純久君） だから、そこを1個でもいいから指摘してください、答弁者が困るんで。

○7番（林 和廣君） 困るて、言わなきゃ困るていうこと。例えば、出産とか、妊娠、出産、お薬手帳じゃなくてあれは母子手帳か、ああいうときに5万、5万、5万出るじゃないですか、あのときによくよく聞けば、よそではそれに付録が付いているという話を聞きましたんでね、そういうものを充実できないかと、もうちょっと調査して補ってもらえないかということです。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

劣っているところがあるとはなかなか言いにくいんだけど、今、三つぐらい指摘された部分があれば解釈できるなら答弁してください。

○保健こども課長（清田浩義君） すみません、7番、林議員の御質問にお答えします。

それは出生の祝い金の5万円とかいう部分が、ほかの町が多いところもあるじゃないかとか、そういった部分ですかね。そういった部分につきましてはですね、確かに多いところもありますけど、そちらについてはですね、町の政策としてですね、町長のほうが判断されている部分になりますし、今ですね、言われている定住、移住というような部分でですね、入ってこられた方についてはですね、まずやはりお金の心配もあるかとは思いますが、やはり入ってこられた方ですね、心の心配、やっぱり知らない土地に入ってきてですね、どういった方との付き合いがあるのかとかですね、だれに何を相談したらいいのかとか、そういった部分もあるかと思しますので、それにつきましては、そういった部分のソフトについてはですね、うちの町としましてはですね、保健師であったり専門職がですね、きちんと訪問してですね、対応している、そういった部分の満足もあるかと思えます。

以上、答弁とします。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） いろんな補助金をですね、見比べてもらいたいということですね。だから、それからまた新しい制度も出てくるだろうし、若い家庭だけではないこっち来るのはね、都会じゃなくて、定年退職したから玉東町に来るっていう方もいらっしゃると思うんです。例えばですね、議長がおっしゃったように、例えば言わんなら分かんたんというならね、高齢者として実例を言いますと、今年度から補聴器の補助金が3万円出ましたよね、どの課かは分かりませんが、玉東町は2分の1、限度として3万円、ところがよそはですね、例えば五木村は5万円です。お医者さんが両方買わなきゃいかんですよと言われる証明書があれば10万円出るそうです。

今度は天草市はですね、5年したらもう一回また申請すればもらえるということですね。だから一個一個比べていけば、ピンホールじゃないけど分かると思うから、そのへんをチェックしてもらいたいというお願いです。

それから、先ほど町長が言われたのにもう一つ、ベッドタウンですね、構想等も、やっぱり地元でですね、職業に就けるように、企業誘致、企業、製造業だけじゃなくでもいいんです。サテ

ライトオフィスでもいいし、そういう働く人たちをですね、玉名市で働くとよかだん、熊本も20分ぐらいで行くとかという他力本願ではなくて、地元で職に就けるようにしてもらいたいと。

一つは、昼間の人口を増やしてもらいたいという、言葉を替えて言えばそういうことなんですけれども、そのへんについて最後の町長の答弁を求めたいと思います。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

それぞれの町で違いがあつていいんですよ。五木村とうちと比べたら、五木村は大変不便だと。そことうちが同じにすれば、みんな玉東に移ってきてしまう。やっぱ田舎は田舎で耕作放棄地、山林が荒れんようになってしまう。こっちでは南関とか和水とか、玉東よりも子育て支援進んでおります。しかしそれはそれなりに競争する必要はないと。玉東は玉東の特性を生かした子育て支援、南関、和水は玉東よりも上にいかんと人が寄ってこない、そういうことがあります。玉東は木葉駅があります。木葉駅これを利用した子育て支援があります。企業誘致これはあつたがいいです。ところが、この水害を見てもみますと分かるように、じゃあどこに建てるかということですね。その場所がないと。木葉川の改修これが完成したあかつきには、若い人をちゃんと育てておればサテライトが来るかもしれません。そういう下準備をやっていけば、将来的にはまた違った形で玉東町もいいんじゃないかなと思います。今できることやっていけばいいと思います。これが私の考え方です。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） やっぱり働く場が私は一番大事じゃないかなと思うんですよ。玉東町は狭いから工場を造るにしても、事業所を造るにしてもぴったりの場所というのはなかなかないから、しょうがないかなと思うけれども、町長の構想の中に、片隅じゃなくて真ん中へんまで持ってきてもらいたいなと思って質問をあえてしました。

以上、質問を終わります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君の質問を終わります。

非常に判断に迷うんですが、5番、坂村勇治君の質問になっていますが、やっぱりたっぷりやられるでしょう。たっぷりやられますよね。

ではしばらく休憩します。

休憩 午後3時57分

再開 午後4時06分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を思います。

続きまして、5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） ではすみません、5番、坂村です。通告に従って質問させていただきます。

1点目については、前の5人の方から答弁をずっと伺っておりました。答弁を求めません、こ

の件については。ただ再質問について答弁をいただきます。

それでは質問させていただきます。

災害対応について。今回の大雨により被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、復旧、復興が速やかに進みますことを願っております。また、行政には被災者に寄り添った迅速な対応をしていただいていることに感謝を申し上げる次第です。

今年の夏は異常な暑さとなり、全国で線状降水帯が発生し、災害が頻発をしております。8月10日から11日と県内は記録的大雨となり、各地域では甚大な被害となっております。町内では、木葉川の氾濫、決壊となり、中心地の工場、各施設、住宅は浸水し、深刻な被害を受けました。今後はこのような自然災害を想定した対応が求められますが、今回の対応で防災LINEが機能していませんでした。避難所の開設はいつだったのか等々の情報は必要不可欠だと思います。災害の運用状況はということで町長に質問しております。

2点目、ゆめ・ステーションの今後ということで、6月議会でこの件について、指定管理者の公募をされておりました。その後公募がなかったということのようですので、これから先の対応について伺います。

3点目、農業後継者の和歌山視察についてということでお尋ねをいたします。

ぎょくだんのメンバー6名が和歌山の先進地視察に行きました。有田市での研修状況ということでお尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（松尾純久君） 1問目の災害については。

（いや、答弁を求めません。ただ再質問という形で私が質問しますもう一度。その件について答弁をいただきます。よろしいですか。）

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 坂村議員の質問にお答えします。

災害については、先ほど来ずっと答弁をしております。その繰り返しになるかと思います。

それから、担当課長にあれしますけど、ぎょくだんの和歌山視察、この件についてはですね、私の今年の農業に対する思いがあって始めたところでありますので、担当課長より詳しく説明をさせます。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） それでは5番、坂村議員の二つ目の御質問にお答えします。

木葉駅前活性化施設ゆめ・ステーション・このは、令和7年度に入り休館となったことから、休館状態を解消すべく令和7年5月30日から7月11日の期間で指定管理者の公募を行いました。その際に定めた募集要項の要件として、指定管理料0円、開館時間を午前9時から午後9時の12時間とするなど、過去の公募地として厳しい条件を課したこともありまして、期間中に応募を得ることはできませんでした。

しかしながら、応募に向けて質問書を提出するなどの意欲を見せてくださった事業者はありましたので、それらの事業者に応募に至らなかった理由を聞き取りました。その結果は次のようなもので4点あります。

1点目、施設全体の電気代の実績が高く、不安があること。二つ目、レストラン営業だけなら黒字を見込めるが、施設管理部門で赤字になる見込み。3点目、建物が7年目を迎えており、これから発生するであろう修繕費の費用負担に不安があること。四つ目、営業時間が長く、人を確保するのが難しいことなどの応募に至らなかった理由を聞き取ることができました。これらを踏まえ、光熱水費及び修繕費の負担区分の見直し、それから営業時間変更の柔軟化などの要件の緩和策を募集要項に反映させ、9月12日から随時募集という形で再公募を始めました。

前回の公募終了後、改めて興味を示してくださった事業者が複数いたことや、応募が得られなかった理由を踏まえて募集要項の改定を行ったことから、次は応募が得られると見込んでいます。つきましては、今しばらく経過を見守っていただきたいと存じます。

なお、現在のゆめ・ステーション・このはの利用状況について説明を付け加えさせていただきます。玉東町では、令和7年8月の記録的大雨により、中央公民館が床上浸水し、未だ使えない状況にあることから、中央公民館の各部屋で活動していたオレンジはあとクラブの活動が中止に追い込まれる状況となりました。この状況を受け、オレンジはあとクラブの活動のだいぶんをゆめ・ステーション・このはに移し、クラブ活動の維持を図る対応を取りました。理念としまして、身内だから仕方がないと簡単に町民活動を閉ざすのではなく、このような有事だからこそできる対応で町の元気を創出するという思いがあったことを申し添えておきます。

結果として、オレンジはあとクラブの活動が定着した現在は、ほぼ毎日の施設利用があっており、休館していた施設が息を吹き返している状況にあることを補足させていただきます。今後は指定管理者を早期に確保し、会員が増加傾向にあるオレンジはあとクラブの勢いを借りながら、木葉駅前活性化施設の名称に恥じない駅前施設とするために、最善を尽くす所存であることを申し上げ、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 5番、坂村議員の三つ目の御質問にお答えいたします。

本町の農業においては、みかんをはじめとした果樹栽培が盛んでありますが、農業従事者の高齢化、担い手不足などから10年先に耕作放棄地が拡大し、農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、果樹農業の持続的発展を図るため、地域農業の担い手農家を核として、後継者の育成、農業労働者の労働力の確保をすることは、喫緊の課題であります。

課題解決に向け、はじめに産業振興課職員により、みかんの主要産地であります和歌山県の有田、静岡県の三ヶ日、愛媛県の八幡浜、宇和島を6月から7月に視察を行いました。3県とも新規就農受入事業やアルバイト事業、基盤整備事業に取り組まれている大変勉強になりました。

今回の先進地視察は、玉東みかんを牽引してもらいたい30代から40代の認定農業者ぎょくだんメンバーにとって、参考になると思われる和歌山県有田市の株式会社早和果樹園と、有田市役所みかん課に8月27日から29日に視察を行っています。株式会社早和果樹園は、有田みかんを生産から加工、販売まで自社で行っている、農業の六次産業に取り組む企業でありまして、昭和54年7戸の農家が集まって早和共撰組合を結成、当初は出荷組合としてスタートされており、その後、平成12年に加工と販売も自社で一貫して手掛ける農業法人へと成長されていて、現在は売上金16

億6,000万円、常勤従業員111名まで成長を続けられています。

経営計画に基づく園地の規模拡大や農産加工品の開発、インターネットを活用した農業システムの先進的な取り組みが、若者を呼び込むポイントとなり、毎年大学新卒者を5名程度雇用するなど、地域の儲かる農業の手本となり、農業人口の減少緩和に寄与されています。

続きまして、有田市役所みかん課では、市の後継者対策の取り組みについて6点説明を受けました。1、樹園地が急傾斜のため、農薬散布の労働力軽減、事故防止から、有田市ドローン農薬散布実施支援補助金について。2、遠方からのみかん収穫季節労働者受け入れのための有田市遠農者宿舍改修事業について。3、遊休農地解消のための補助金について。4、リクルートと有田市による地域活性を目的とした包括連携協定による新規就農者獲得に向けた取り組みについて。5、有田クオリティとして、原産地呼称管理制度の認定を有田市で単独で受けて、有田クオリティのみかんを1キロ800円以上の値段でふるさと納税返礼品として、有田みかんのブランド力向上の取り組みについて。6、有田市役所職員の農業分野における副業解禁に早くから取り組んでおり、経緯や考え方について説明いただきました。そのほか、地元の農業士との交流会や園地の視察など、有田みかんの視察を行ったところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 今まで5名の方がこの豪雨災害について質問をされました。対応については十分伺って理解をしたところですが、まず総務課長にちょっと確認をしたいのが、課長のメールに入ってきたのが11時と4時でおっしゃられました。これは10日の日の気象庁からのメールが入ってきたのは、午前11時と午後4時ということですよ。間違いないですね。

（はいそうです。）

今回、本当一番私が懸念するのは、やはり早めの避難をするべきことだろうと、自然災害については。そのために気象庁というのはあらゆるそういった対策を取りながら、今、半日前にそういった線状降水帯がかかる恐れのあることを発令するような流れになってきております。それが課長のところに11時と夕方4時、そのことを受けて、玉名市も6時、荒尾市は5時、熊本市は6時だったですか、八代も先ほどの話の中で、6時ぐらいに避難所を開設をしておられたということですよ。当然そのときだったら余裕がありますよ、まだ降っていませんから雨が。当然11時ごろになって線状降水帯が110ミリ降るときに、いろんな対応をしてくれといってもそれはだれも対応できませんこれは、だから、こういった大雨のときの対応というのは、そのときはできません、当然。■■さんのところを役場のほうから職員が2人行かれて、河川から氾濫したときに、あそこの隣の■■君から要請を受けて職員が出向いて行かれた。それでからって避難されたということを伺っております。すごいなと、迅速に対応していただいているということ、そういったことは極力限られたケースであって、本来もう110ミリの雨が降っているときは無理なんですよ。

一番求めるのは、要するに総務課長に気象庁からメールが届いたときに、いつ避難所を開設するのかと。これは防災LINEというのはちょっと眺めてみますと、一切情報が入っていません。

6月の段階でJアラートの試験放送ですよというぐらいのメールしか入ってきてないんですよ。うちは役場職員が非常に少ないです。対応も苦労されると思っております。だからこそ早めの対応というのがこれは必要であると。昨年台風の時にも避難所の開設が遅れましたし、今回も避難所の開設が全く遅れました。玉名市だったり南関も和木も6時ぐらいだったですか、功刀議員のだったかな、情報から見ると、そのときに開設をされております。避難所さえ開設をしとけばですね、私は、あとは、あとがですね、これから先の私がちょっと質問なんですけれども、その前に今年非常に暑い夏でした。つい最近、東京の目黒区で134ミリの雨が降っております。そのときにまたほかで、品川だったですか、ここも120何ミリ、ここも消防署のところでは121ミリ振っていると。役場では110ミリだったということでしたよね。

今この気温、群馬県で今年最高の気温がでております。41.8℃、これは日本の最高記録です。埼玉県で41.5℃前後の、埼玉県内いたる所でそういった温度に達しております。熊本県の甲佐町で一番高かったのが38.7℃、これは熊本県の最高の温度です、今年の。熊本市で38℃でした。このことが非常に温度がどんどん高くなっていく。そのことによって水蒸気がどんどんどんどん量産されて、いたる所で線状降水帯が今、日本にかかるようになってきました。

災害ですよ、日本列島というのは災害のいっぱい、頻繁に地震も起きれば台風、今年はちょっと少なかったですけれども台風による災害、線状降水帯もかかります。そういった災害がもう既に110ミリとか、昔は70ミリ、80ミリで大雨と言っていた時代が、もう今は130ミリ、120ミリと言うのが当たり前、もうちょっとすれば130、40、50とか、そんなレベルの雨が降ってくるような時代がくると私は思っております。このぐらいの災害じゃないと思います。

特に玉東町は非常に水に弱いところです。中心部が、だからこそ木葉川の改修とかなんとか、たまたま今回は満潮時が11時台だったです。それに向かってこの大雨がタイミングよく110ミリの雨が降りました。水ははかんですよ、当然、もう満潮ですので、菊池川はどんどん海のほうから押し寄せてくるわけですので、当然はかないと、これが災害なんですよ。だから、もうそのときにできませんので、当然早めの防災LINEや玉東LINEですね、そういったのをフル活用してですね、住民には情報を与えていく、こういう体制をつくっていただきたいと。今回の検証です。もう結果はうんぬんで人災はありませんでしたし、結果は結果です。だから今後どういふうなこの少ない職員の中で、どういふ対応をしていくかということなんですよ。

今、総務課長にお伺いします。

今、地域防災が立ち上がっております。今年の申請まで伺ったところに、11地区が申請まで含めて地区防災が立ち上がっております。今の玉東町の今回の災害の対応の中で、じゃあ地区防災はどう動いていいのか、どう機能していくのかというのが全く見えない状態です。総務課長、どういふふうに考えられますか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 坂村議員の御質問にお答えいたします。

地区防災の計画につきましては、地区で計画を立てていただきながら、こちらのほうである程度の対応の方法等はお示しをしているところです。その中で各地区で地区に合った計画を立てて

いただきます。それから、こちらのほうである程度中身を見まして、ある程度ここをこうしたらどうですかという御指示はいたしますが、あとは地区の判断に任せているところでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 総務課長、町が避難所開設をしなければ、地区防災というのは動かないんじゃないですか。そこは連動していかんと、地区防災に任せるんじゃなくて、町がきちんとしたスタンスであれば、地区防災の機能、じゃあ今回の災害で機能がなかなか、町地区とかそのへんの私たちは山のとっぺんにおりますので、この災害の実態は直接は感じませんが、実際そういった地区というのは、前もって避難所が開設されることによってですよ、地区防災の機能というのが私は動いてくる、あるいは必要ということが、あとで検証しながら、次の災害に向けていくやつじゃないでしょうかと私は思うわけですが、町長このへんについてはどがん考えられますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 5番、坂村議員の質問にお答えします。

議員おっしゃるとおり、双方が協力してやっていかないと。地区の防災組織これもやっぱり町の防災組織と同時に動いて、初めてすべてが機能する、そう考えております。今回はですね、我々の判断ミスであったということを認めます。あとはですね、地区も地区で防災意識をですね、高めていただければと思うわけです。町もこのことをですね、反省材料としてしっかりやります。

終わります。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 当然ですね、こういった災害が頻繁に起こるということは想定していかななくてはならない時代に入ったというふうに思います。やはり玉東LINEが1,200何件ですか今、登録が、そんな程度でしょう今、1,270～1,280か私もそこまではちょっと細かくは認識していません。防災LINEも600後半ぐらいだったと思います。だから行政とするならこういった災害が起きてくることによってですね、やはりそういった登録で、地区懇談会の中で建設課の岩野君が、二俣の水道の情報がなかなか流れなかったと、だから是非玉東LINEには登録をお願いしますということを地区懇談会の中でもおっしゃられました。それと同時にやはり防災LINEもしっかり活用しながら、あるいは玉東LINEもしっかり活用しながら、情報というのはありとあらゆる方向からですね、住民に伝わるようにやるべきだと私は思います。今後のこのことについては是非よろしく願いして、多分戸別受信機も流れていなかったと、10時ごろあの状態の中でそういう余力というのは私はできないと思います。だから、一番肝心要は避難所開設、空振りしてもいいんですよ空振りしても、線状降水帯がかからなくて避難所が何で開設したかといういろいろ出てきてもよかったですよ、私はそういうふうに思いますので、今後の対応を是非検証の中でしっかり進めていただきたいなというふうに思います。この件はこれで終わりますので、是非よろしく願います。

それから2点目、指定管理者、すみませんね、こういった災害があった中で、なかなか対応は難しい中で質問をさせていただきました。12日に玉東LINEで公募があがってきました。私はなかなかその内容を見ておりませんので、ただ質問だけを勝手にしただけであって、ちょうどこの前6月議会でその質問をしたのが、議会広報が配布できなかったということで、町民の方にはそういったことが伝わらなかったということで、再度ちょっと質問しとこうかなということで質問いたしました。12日にちょうど議会の始まる前にまた再度公募を募ったということで、なかなか同じような形で公募かなあというふうに思っておりましたけれども、今、課長のお話を伺っていますと、いろいろ対応をされて、何で公募されなかった事業者、あるいは内覧までした、感触は6月の議会では非常に良かったですけれども、これは決まるんだなあ、どこかが応募があるんだなあというふうに思っておりました。しかし何の音沙汰もありませんので、多分応募がなかったなあというようなことで、再質問を状況を伺うということで質問したわけですが、どうでしょうか、先ほど課長の話の中で、いろいろ4点ぐらい応募されなかった聞き取りの中で、施設全体の電気代とか、指定管理料が0円ですよ、電気料なんてどれだけかかっているか私も分かりませんが、ただで施設を使ってですよ、その理由には私はならんとじゃなかろうかというふうには思いますけれども、事業者の方のいわく、そういった電気代がかかりすぎるんだと。だけん施設7年目を迎えて、いろんなことを心配されているとか、全体の施設をすると赤字なんだと、一部分だったらいいということですよ。私はね、この一番今回の応募がなかった、個人的にですよ、9時から夜の9時、夜の9時という木葉駅前には私、猫もおらんとじゃなかろうかと、ちょっと言うと極端な言い方をすればですね、だからああいうところはもう少し緩和して、事業所に任せるような対応はできなかったのかと思いますけれども、町長、この点についてはいかがでしょう。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 9時から9時という12時間、これは大変な時間帯になるわけですね。前半、これを11時ぐらいのオープンという形にとったら考えてくれるんじゃないかなと。9時するのはなぜかと。最終がですね、11時半ぐらいのあつとですよ、10時ぐらいにはよく帰ってくるわけですよ、熊本から、その時間帯まではですね、できるなら開けてやってほしいなという思いがあったもので、9時だったらまだまだですね、いいだろうと。そしてあそこはですね、夜はカクテルバー、ワインバー、ああいう形に、喫茶店みたいな形に営業していければと。やっぱりなかなかですね、若い奥さん方が熊本とか玉名とかは行きにくいわけですよ、玉東だったらわりと近いから行きやすいと、あそこで井戸端会議でもですね、できるような、そういう雰囲気を出したかったと。そういう形で応募をしてきたんですけど、今、災害があってオレンジはあとクラブ、これが指定管理ばしよったときよりも利用度が高いという状況であります。カラオケもですね、おいおい入れて、カラオケルームは使えるように持っていきたいなと。そしてレストラン経営、それからレストランだけだったら儲かると言いよりますから、ほかのところはですね、筋トレルームとか、ほかの会議するときの会議室なんか借りられるように、そういう形に持っていきたいなと、駅前活性化という形で考えているところであります。将来的にはですね、あの

施設は有効な活用の中になってくると思っております。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 先ほど事業者の中のアンケートで、直接何で公募なかったことによってちょっと伺ったと企画課長がおっしゃられました。その中で4点目だったですかね、従業員の問題ということもおっしゃられました。なかなか長く営業するためには、それだけ雇用を長くせんと当然いかなんですよ。だから、私がお願いしたいのはそういったことじゃなくて、事業者の思いというか、自分たちはこの時間帯で営業したいんだという思いも事業者によってはあると思います。そういった意に沿って緩和していただきたいなという思いがありますので、特にですね、今、オレンジはあとクラブの中の利用が、公民館というか使えなくなったということで、あそこを利用して今やっておると、毎日今あそこを使っているんだということですので、そういったことは当然長引くわけです、公民館が復帰するまではですね。もう話を伺っているとそういった段階で、すぐには公民館の施設が利用できないという期間が長いもので、当然そういった場所をゆめ・ステーションで利用してやっていかれるのは非常に私は良いと思いますし、その中で事業所の、管理事業者の方たちといいますか、事業者を選定するときに、あそこの行ってすぐの食堂といいますか、あそこだけを貸すと、部分的に、そこを電気代あたりもちょっと調整すればいいことで、電気代というのはまず事業者心配されておりますが、どのくらいかかるわけですかあそこの電気代というのは。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） 坂村議員の御質問にお答えします。

昨年ですね、ぷらっとぎょうとうが1年間やっていただきましたけども、昨年の実績から言えばですね、一番高い時期で月光熱費が18万ほどかかっております。それからですね、時間のことについてちょっと補足させてもらってよろしいでしょうか。

（はい。）

9月12日にですね、再公募にかかる要項を出しておりますけども、その中でですね、一応営業時間の基本はですね、朝9時から夜の9時を基本とするけども、開館時間、閉館時間、利用時間についてはですね、町と調整を行ってですね、そのへんの時間変更することも可能とするというような内容のを今回募集に書いておりますので、一応申し添えておきます。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 企画課長、1回目の公募のときもそういうふうな書き方してなかったですか。町と相談するみたいな形、1回目の公募、私はそういうふうに認識しておりましたが。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長（西浦仁敏君） すみません、私の認識としてはですね、その営業時間については、最初の初回公募は9時から9時というふうに規定していたというふうに認識しております。今回改めてその時間については町と協議を行って、承認されれば変更もできますよというふうに内容を変えたというふうに私は認識しております。ちょっとまたあとで確認しときます。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 私は確認してちょっと言っているつもりなんですけれども、そうじゃなかったですかね、私の間違いですかね。ずっと玉東LINEを調べてみました。そういうふうな書き方、あら変わってないなあと、ならどこを変えたんだというふうな思いでちょっと質問を考えたところなんですけれども、まあいいです、あとで一応確認してくださいその点は。

やはりあそこの駅前というのが閉館したままでは絶対いかんですよ。やはり町の核みたいところです。やはりあそこで時間はともかく、やはり玉東、どこもそがんですけど今は9時になっと閑散としております、駅前。町長の思いは、そこが開いていると安心して帰ってこられる方たちもという思いが非常に強いと思いますけれども、現実にはあそこはだれもいないです。本当寂しい限りで、だからこそあそこで開館が9時ぐらいまで開けていただければという思いがあつとでしょうけれども、事業者とするならね、やはりなかなか従業員をそこまで雇用せざるを得ないことで、非常にこれは厳しい問題、お客さんもだれもいない、従業員はそこに雇つとかなくちやいかないということで、なかなか非常にここに抵抗があったのかなと私個人で思っておりますので、今回のそういった事業者の公募に応募される事業者があったときに、そこはしっかりと話し合いを持っていただきながら対応していただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いします。

3点目、非常に先ほど町長からも、町長の肝入りで今回課長が静岡、和歌山、愛媛と、まずもって視察に行っておられますね。そのあとで今回和歌山の有田市に、ありがたいことでぎょくさんのメンバー6人が視察に行けることになりました。非常に彼らにとってはそういった先進地を視察をできるということが、非常に何といいますか、身に付くような、経験上そういった経験をさせていただいたということで、非常に一番中心になっている今、農業者、40代の方たちでしたので、非常に豊富に経験値が広がったんじゃないだろうかなと思います。おかげで私の息子も1泊2日で、2泊3日の中で1泊2日で1日早く帰ってきましたけれども、非常に研修には全部参加して、おかげで本当ありがたい研修をさせていただいたなあというふうに思っております。

これが今、玉東の農家の現状は、今までずいぶん言われております。JAたまなアンケートをとった中で、令和4年の段階で、もうそれから3年経ちました。あと10年後には当時70歳代までの方が43%おられましたので、もうあと7年も経てばほとんどこの方たちはリタイヤに入ります。60から70ぐらいの方たちがやがて30%ぐらいおられます。その方たちがあと7年後には70から80歳までの農業者で、何とかこの方たちは農業としてまだ第一線で活動をされながら、徐々に80に年齢が上がっていくことによって規模を縮小されていく、そういった流れになってくるというふうに思います。

非常に昔は町の主要産業といわれたこのみかんとか農業でした。もう今はそんな時代じゃありません。今は少しずつ農業者が点々とみえるようになりました。新規就農者が見えるようになりましたけれども、なかなかですね、農業として第一線で担っていけるまでにはもっと時間がかかりますし、ここ最近、梨にしても生産農家が減ることによって、右肩上がりになってはいきました。私たちが中心にやっているときからみると倍ぐらいの平均単価になってきたと思います。そういう人たちも意欲がでてきてはおります。でも先細りなんです。あと7年、あと10年ぐらい

するとこの温度が、今、玉東で一番高いところが37.何℃ありましたけれども、これ40℃近くの温度になってきたとき、さあ作物が本当に生産できるのかという心配はもう今からしております。今でも日焼け果がいっぱい出てきますし、なかなか梨にすると温度が高くて熱帯夜が続くことによって、食味がいまいち悪い果実になって、これが熱帯夜がどんどん続くことによって、またさらに食味が悪い梨ができていくと。みかんは熱帯夜という時期ではありませんので、そういった食味が今までどおりの食味で生産はできますけれども、その前に日焼け果でほとんどの果実がやられてしまうような状況が、それが本当40℃になったらどれだけ日焼け果がでるのか、本当に採算としてみかん産業が成り立っていくのかという心配はあります。

今、有田市に行ったときに、私は日本一で有田市のみかんは思っておりましたので、三ヶ日だったり、先ほど愛媛であった、そういった産地というのは日本一なんです。熊本県というのは非常にそういったところでは一步遅れて、なかなか単価が望めないみかん産地ですけども、ああいうところの状況を伺った中で、有田市の状況を伺った中で、なかなか苦労されておりますね。苦労されていると思います。7戸の農家で立ち上げた会社で、15～16億ですか、売上を伸ばしておられると。従業員を100名を超えるようなそういった組織を、農協に任せとってもそういうことはできないということで、7名で立ち上げてそういったのはすごいですよね。本当にうちの地域でそういった核になるような生産者がおられるとまた違ってくると思いますけど、今はここで何とか頑張っている段階で、でも有田市ではそういったことが行われて、ジュースの販売、六次産業から生産から一括してやっておられると、そういった時代に入ってきてつつあると、この地域もそういったことを展望しながら今から先の農業というのはやっていく必要があると思います。ありがたいことです。町長、もしこういった活動をです、町長にあとでも言いましたけど、課長に、何か反省会をこの前されましたけれども、生産者、行かれた農家の方たちの反省というなんか声はどんな声が出てきましたか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田 豊君。

○産業振興課長（清田 豊君） 先日研修に行ったメンバーと反省会を含めて話をした中でですね、やっぱり玉東町としても玉東のブランド力を上げていかなければいけないというふうに感じて帰ってこられました。あと新規農業者の受け入れ体制づくり等もですね、やっていかなければいけないんじゃないかなというふうにお伺いしたところです。

ブランド力を上げるということに関してはですね、有田市が糖度のセンサーを使って、ある一定以上の糖度があれば有田のクオリティとして、キロ800円でふるさと納税で取り扱い、買い取りをされています。そういった中で、玉東町においてもですね、そういったことができないかというふうなところでもありますので、今後ですね、補助金等を見つけながら、糖度センサーを入れていくことに対してはどうかというふうを確認したところ、そういった取り組みも話し合いの中でですね、やっていきたいというような声もいただいたところでもありますので、いろいろまだぎよくだんのメンバーとですね、話ながら、そのブランド力向上に向けてですね、何か取り組みを今後はしていきたいなと感じたところでもあります。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） ありがとうございます。こういったメンバー、40代ぐらいのメンバーの方たち、もっともっと伸びしろがあると思います。こういったことを経験させていただいてですね、どんどんそういったブランド化に向けてさらにですね、また大きくなっていただきたいなど。この地域を担う、地域をです、自分の家を担うんじゃないで地域を担うような農業者になっていただきたいというふうに思いますので、町長、こういったことがもし成果として何かあるんだったら、今先ほど、うちは500万の補助金を出していただいておりますけれども、よかったらもう少しそういった要望に応じた支援というのはいただけないのかなというふうに思いますので、この件については町長どうでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 5番、坂村議員の質問にお答えします。

初めてぎょくだんのメンバーを視察に連れて行ったわけですね、今回だけでですね、理解してもらえとは思っていません。やっぱりこれ続けることによってですね、輪を広げてもらうと、そして、その中でですね、農業、みかん、果樹だけではなくて、米作りはわりとスムーズにいつとるわけですね、嘉島町なんかは一つの農業団体と、そういう組織を持っております。みかん農家もですね、果樹農家もゆくゆくはですね、そうやっていかんと経営がでんようになるんじゃないかなと、自分の畑はきれいにしとっても隣が荒れてしまったという中でですね、これはいくら消毒しても隣に行って、また消毒が効かなくなったら返ってくると、そういう状況にならないようにこれ続けてですね、いきたいと。そして農業者にですね、若い者にどういう支援ばやった方がいいか、そのことをですね、語らいをつくりながらやっていきたいと。これから先の農業、これは農業がなくなったらだめになりますから、そのことをですね、しっかり理解してもらいたいなと思っておりますから、今、500万の予算を組んでいます、これ1回では使ってしまいきらんから、再度ですね、どこか違うところに研修にやってみたいと、そしてだんだん輪を広げて、将来的には核になって玉東の果樹園をですね、守っていつてもらいたいなという思いがありますので、どうぞ御協力のほどをよろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） ありがとうございます。是非ですね、そういった人材を教育、ぎょくだんのメンバーをです、しっかりと教育をいただきながら、そういった活動を通じて、ひと回りもふた回りも大きいような人材になっていただきながら、新規就農者そういった方たちの指導もですね、十分できるようなメンバーになってもらいたいなというふうに思いますので、今後とも是非よろしくお願いします。お世話になります町長、終わります。

○議長（松尾純久君） これで5番、坂村勇治君の質問を終わります。

ここで2、3分のトイレ休憩をとります。

休憩 午後4時54分

再開 午後4時59分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き最後の一般質問を行います。

6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） こんにちは、6番、坂本です。よろしくお願いします。

まず冒頭にですね、このあいだの災害で被災された方にお見舞い申し上げます。と同時にですね、町内に非常に町外から多くのボランティアの方が来られました。この人たちに感謝申し上げます。以上です。

私は3点ほど伺います。災害対応について。被害状況、これは先ほどですね、課長のほうから聞いたのでよろしいです。今後の復旧、復興計画、被災者支援、これも聞きました。3点目のですね、当町の緊急時のマニュアルは他市町村と基準が違うのか、これはよろしくお願いします。それとですね、防災対策会議の招集時間、10時とおっしゃいましたのでこれも結構です。それとですね、昨年8月も台風10号の接近時にですね、私の町、玉東町だけが学校の登校がありました。この教訓がですね、生かされていないのではないかと思います、いかがでしょうか。

2点目、年末年始のごみ収集について、今年の計画は。毎年東部環境センターからふれあいの丘まで車の大渋滞となっております。この対策について伺います。

3点目、職員の懲戒処分について。この問題の経緯、処分の根拠、この経緯はですね、先ほど町長から詳しく聞かされたのでよろしいです。処分の根拠とですね、分限委員会の答申内容とその経過ですね、答申に1年以上かかった理由、これは警察のほうにですね、謝罪とかいろんなことを言うたといいましたが、もう少し具体的にお願いします。

以上です。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

まずは担当課長より答弁させていただきます。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 6番、坂本議員の御質問にお答えしたいと思いますが、一つ目と三つ目の部分についてお答えいたします。

災害状況と復旧、復興計画、被災者支援についてはこれまで答弁してきたとおりで、先ほどよろしいということでございました。あと緊急時のマニュアルについてはですね、災害対応マニュアルはほかの町と比べ、配置されるメンバーや人数に違いがあるだけで、配置基準はほぼ同じとなっているところでございます。

また、台風と大雨の場合の対応は、初動対応が違うため同じような対応とはなりませんが、今後は対応マニュアルの見直しをはじめとする、線状降水帯発生予測情報を備えた対応を徹底していくことが重要だと考えております。

それから3点目の御質問にお答えいたします。

この案件の経緯、処分の根拠、分限懲戒審査委員会の答申内容については、6月議会で答弁しておりますので割愛させていただきます。

また最後の答申に1年以上かかった理由についてですが、令和6年2月の第1回審査委員会か

ら令和7年5月の町長への答申までの間、当事者への事情聴取3回、審査委員会4回、関係者への事実確認、弁護士への相談等で時間がかかり、1年以上の時間を必要としたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） 6番、坂本議員の2番目の御質問にお答えいたします。

最初に昨年度の年末年始のごみ収集について述べさせていただきます。山北地区の年末年始の収集日は、最終が12月27日金曜日、開始が1月7日火曜日、木葉地区は12月26日木曜日、開始が1月6日月曜日で、収集しない期間が山北地区で9日間、木葉地区で10日間と収集しない日が続いたため、議員の言われるとおり、12月29日の東部環境センターへの直接持ち込みが増えて、周辺地域の渋滞が発生したと考えております。住民の方や周辺地域の皆様方には大変御迷惑をおかけいたしました。

このため、今年度収集日を、山北地区の最終日を12月29日月曜日、開始を1月6日火曜日、木葉地区を12月29日月曜日の最終日、開始を1月5日月曜日にし、収集しない期間を山北地区7日間、木葉地区6日間と見直しております。ただ毎年年末の大掃除でどうしてもごみが多く発生し、最終日の東部環境センターへの直接搬入は渋滞が予想されます、住民の方をお願いしたいことは早めに大掃除をしていただき、またSDGsの観点からも、可能な限りごみではなく資源として活用するとともに、計画的に早めのごみ出しをお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） まず災害時にですね、マニュアルですたいね、先ほども坂村さんのとき言われましたが、他町は全部6時から6時半ぐらいに行われているのに玉東だけが遅い、当日は祭日ということで、職員の方が2名ぐらい当直がおられたと思いますが、その後ですね、だれか役場において災害の対応をなさった人はだれかいますか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 6番、坂本議員の御質問にお答えいたします。

10日の休みのときですよ、日曜日ですよ、そのときは当直以外でほかにはだれもいなかったと私は思います。その日に役場に行っておりませんので、その付近はちょっと未確認です。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 5時過ぎにですね、よその地区は、他町は6時ぐらいからですね、非常に慌ただしく避難所開設にむかいますが、ちなみに県ですね、大雨とか警報は何時に発せられましたかね。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

警報については、他町ですか、町には21時25分です。

(警報が。)

はい。

○議長(松尾純久君) 6番、坂本和也君。

○6番(坂本和也君) それまでに、今、21時前にですね、総務課長だったり消防担当の人がですね、これは寄らにやいかんばいというようなですね、判断はなされたのか。どうだったのか、そのへんはいかがですか。

○議長(松尾純久君) 総務課長、古閑康広君。

○総務課長(古閑康広君) 坂本議員の御質問にお答えいたします。

先ほど県のメールで11時ごろと16時半ぐらいだったですか、メールが来たんですが、その中には線状降水帯の注意喚起、それから多いところで1時間当たり50ミリ降りますよというようなメールでございましたので、そのメールを受け取ってからの対応はしておりません。

以上です。

○議長(松尾純久君) 6番、坂本和也君。

○6番(坂本和也君) ちょっと語尾が分からなかった、しておりませんか。

(対応でしょう、はい。)

やはりですね、他町の動向ですたいね、これもですね、職員はアンテナば張ってですね、是非そういうことはしてもらいたいと思います。そしてですね、一番悲しいことにですね、役場職員がおる、課長もおる中でですね、そのことはだれも言わなかったんですかね。

(どのことですか。)

これは大変なことになるよて、よその市町村はこういうような対応をしとるよと。だからマニュアルですよ、こういうような危険が迫っているとすれば、やはり早め早めの対応をしなければならないというようなことに気付かなかったのか。空振りを恐れるとですね、こういうことをしなければならないのじゃないだろうかというですね、だれ一人思わなかったこと自体がですね、危機管理の欠如、去年の台風災害の教訓が生かされていない。あの暴風雨の中で子どもたちを学校に行かせるような判断と今度の判断、私は非常にこのへんの判断ですね、ちょっと甘いというふうに、甘かったじゃなくて、考え方そのものが甘いというふうに思います。

去年のですね、9月の議会で私は台風災害について聞きました。台風について、町長は、「私は自衛隊に行っとったて、気象には敏感です」というふうに言っておられます。やはりですね、敏感ならですね、やはり町長は対応せんでも総務課、消防担当員はですね、きちんと役場に行って、何かあったらすぐできるような体制をとっとけというようなことを一言私は欲しかったと思います。そのへんはいかがですか。

○議長(松尾純久君) 総務課長、古閑康広君。

○総務課長(古閑康広君) 坂本議員の御質問にお答えいたします。

坂本議員の御指摘のとおりだと今思えばそう思います。ただ今後は、先ほども何べんも言っておりますが、今回のことを踏まえてマニュアルの見直し等を行う予定でございますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6 番、坂本和也君。

○6 番（坂本和也君） このことはですね、お互いに話したってですね、平行線に終わると思いますが、やはりですね、昔から絵に描いた餅というふうな言葉があります。どれだけ立派なマニュアルを作ってもですね、人間が運用すつとですよ。そしてこの町が小さいです。やはり今、町長がですね、すべてを判断するようになっております。やはり指示待ちでないと動けないような作風があるのじゃないかというようなことも私は危惧します。そのへんはいかがですか課長。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 質問にお答えいたします。

当然一番の判断者であります判断は町長ということでございます。ただそういったのが常態化しているということでございますが、そのへんにつきましてもですね、今後の課題かなとも思いますが、ただただその常態化しているじゃなくて、今後またすべてのですね、全体の見直しをしていかないかんかと思っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6 番、坂本和也君。

○6 番（坂本和也君） 是非ですね、町民の生命・財産を守るのがおたくたちの仕事ですので、是非ですね、この問題については、ただ検討するじゃなくてですね、具体的な行動に移せるような職員づくり、中のそういうような雰囲気づくりもですね、是非お願いしたいと思います。

今のことはこれで終わります

それとですね、ごみ収集の件ですね、昨年のも踏まえながらですね、非常に改善してもらっておりますのでですね、ありがとうございます。やっぱり定住政策として、子育て支援、それと高齢者、この人たちがですね、やっぱりおむつ、こういうようなことが非常にですね、膨大な量になりますので非常に困っておられます。特に子育ての人はですね、狭いアパート、この中で生活されますので、おむつがいっぱいになって置く場所がない、これがですね、問題なんです。ただ本当はですね、ここのごみステーションですかね、そこに、ああいうのがあればですね、助かりますが、やはり何でもかんでも捨てらるっといかんということで考えられると思いますので、何かそのへんもですね、何か対策をよろしくお願いします。いかがですかね。

○議長（松尾純久君） 町民生活課長、上田直紹君。

○町民生活課長（上田直紹君） 6 番、坂本議員の御質問にお答えします。

今、設置して半年ぐらい経とうとしておりますが、やはり結構な数の資源物が収集場に集積されておりますので、今後燃えるごみを資源物の収集所に設置するということは、ちょっとそこまでは考えが及んでいないところでございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6 番、坂本和也君。

○6 番（坂本和也君） 年末年始もですね、29日までされるということで、やはり途中で本当に多い人はですね、何かの対策を是非今後の課題としてですね、考えてもらいたいというふうに思

います。これで終わります。

あとですね、最後、職員の懲戒処分ですね、先ほど町長からですね、この間の経緯がですね、だいぶん分かってきました。分かってきた中でですね、私は聞けば聞くほど懲戒処分を受けた職員が被害者であるというふうに思いました。この処分に至った分限委員会の答申、分限委員会をですね、6年の2月ですかね、から令和6年の2月から令和7年の4月、町長に対して報告がなされたというふうに聞いておりますが、この中でですね、何べん委員会を開いて、そのメンバーこれが分かればお願いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 坂本議員の御質問にお答えします。

審査委員会の会議は4回開催をしております。その中のメンバーについては、教育長外課長12名でございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 答申の中身ですたいね、答申の中身、これはどういう中身だったのか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 坂本議員の御質問にお答えします。

中身については、前回の経緯で説明をしておりますが、審査委員会の報告ではですね、内通者の職員は警察に協力はしたものの、前述した守秘義務違反の事実確認と認証ができなかったと答申をしております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 認証ができなかったということですが、答申は1回だったのですかね。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） お答えいたします。

答申については、

○議長（松尾純久君） しばらく休憩します。

休憩 午後5時20分

再開 午後5時21分

○総務課長（古閑康広君） 坂本議員の御質問にお答えします。

答申は全部で3回行っております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 3回出されたということですが、3回ということですが、その中身にについてお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問に答えします。

答申は2回は差し戻しました。それはなぜかと、何もなかったという答申だったもので、そうじゃないだろうと、あったから俺も諮問したんだと、A君とB君のことはみんな承知しとっだろうと、そのことはどう考えとるかということで差し戻しをやったわけです。

B君は警察の協力者となって後悔していると。A君と話をしたときは、B君は警察の協力者になったことは後悔をしていると言うたわけ、ところが、分限委員会の中では、「忘れました」、「分かりません」とか「忘れました」と、A君とB君が話したときははっきり言うわけよね、単車で挟まれて止められて、自分の車はコンビニにおいて大津警察署に連れて行かれたと、その中でいろいろと言われて怖かったと、それで協力をしましたと。ところが、分限委員会の中ではそれを忘れましたと、否定はしていない、全く守秘義務違反になるようなことがなかったならば、していませんと言えばよかった、警察に脅されてやったということで、やっぱりB君が一番、A君もねかわいそうだと、犠牲者はB君だと言っているわけ、俺も警察に脅されたということを聞いてからはね、それなら情状酌量の余地があるとそう思っていた。しかし、分限委員会の中で全く覆した、警察擁護だったわけよね、そのときは、役場の中を混乱させたということも含めて懲戒処分をしたわけです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 2回の答申をですね、経て処分なしというふうになされました。この件でですね、やはり分限委員会のメンバー、それ以外のやっぱりこういう問題だったらですね、非常にシビアな問題ですので、弁護士ですね、このあたりには相談はされたのか、ちょっと総務課長いいですかね。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 坂本議員の御質問にお答えします。

2名の方の弁護士の方に相談はしております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 弁護士さんにですね、相談されて、分限委員会ではですね、よく最高裁の判決なんかでは、10人おったらですね、6：4で有罪とかありますね。そのときの分限委員会の人たちのですね、この答申を出すにあたってのですね、全会一致だったのか、それともですね、いやおかしいというふうな人もおったのか、ちょっとそのへん分かりますかね。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 今回の答申で全委員については、全会一致ということでございます。以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 私もですね、ずっとこの町長は、まずですね、町長がこの問題の本旨と

いうか、これをですね、まずは議員に全協あたりを開いて知らされとればですね、だいぶん中身は分かったんですが、今日初めて聞きました。何か月たつとに、私はですね、議会の運営委員会でもですね、この問題についてですね、やはり町長の口から聞きたいと、総務課長覚えとられますかね、私は議運のとき言いました。大城戸議員のですね、文書差し止めの件についても、町長の判断だったらやはり町長の口からですね、なぜ処分したのか、なぜ差し止めなのかと、これをですね、やっぱり説明してほしいかったです。

今日町長から聞いたような話が私たちにすぐ伝わってけば、こんなマスコミがばんばん来るようなことはなっていなかったと思います。そっでですね、どうも今日話を聞いていると、処分された人は被害者、警察から脅されたという、じゃあですね、警察に対してあなたのやったことは行き過ぎですと、やはりきちんと県警の本部長に対してですね、こういうことをしてもらいますと困りますと、職員がですね、80何時間も拘束されて取り調べを受けて、家庭含めてですね、非常に苦痛を味わったて、これはですね、県警に行ってやはり謝罪を求める、この姿勢が一番大事じゃなかったんですか町長。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

警察にはA君が直接何回もやっております。私も人を通じて、先ほど答弁しましたように警察に謝りに来んかと何回も行っただです。ところが、警察の回答は何だったかと、捜査に問題ありませんとそれ一点張り、A君を取り調べた警部補は、申し訳ないと、A君には謝らんけど家族には謝ってくれと言うたそうです。それでA君はその警部補には、その上の警部に取り調べをした指揮官にちゃんと伝えてくれと、謝りに来るように伝えてくれというて警部補に言うたらしい。警部補は、ちゃんと上司には伝えましたと言ったけど、その上司は何の反応も示さなかったということです。刑事の一課、三課は間違いがあったらことわるらしい、これは弁護士もそう教えてくれた。二課はことわらないと。二課の二課長というのは警視庁から来るわけよ、警視庁から、20代後半、30代の前半が、そしてそれが2年ぐらいで行くもんで、それに手土産を持たせなんと、帰るから手土産、手土産は何かと、自治体のトップを逮捕することだと。今度の件についても、目的は何かと聞いたら、町長の逮捕だとはっきり言うた巡査がおったと。そういうことを言うから許せんと。警察官は不偏不党の精神、平等の精神を持つかないかと、県民に信頼される警察官であってほしい。それを堂々とね、町長の逮捕だと言い切ったからね、これは許せんと、警察官の風上にもおけんやつじゃとそう思った。それでA君も腹を立てておる。しかしA君は、できるならB君をかばってやりたかったと、そのことは言うておった。

以上、答弁します。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 町長、今、町長もですね、警察の勇み足というふうなことをずっと使われようですが、やはりそういうことであればですね、職員を預かるとる長としてですね、警察にきちんと文書でなっと申し入れるとか、やっぱりこれは是非必要だと思いますよ。これをやっていかんと本当にですね、職員もかわいそうだし、もともとの職員は処分せんでもですね、じゃあ

ちょっと嚴重注意とかでもよかったっじゃないですか。弁護士なんかも処分する必要がないと言われております。分限委員会も全会一致で処分なしと言われる。職員を預かる課長が分限委員会の委員だったら、職員との信頼関係はあるということです。町長が1人で、いやこれは納得いかんというふうに1人で言うというふうに私たちは聞いたようになるんですよ。弁護士、分限審査会、全部白、町長だけがそっじゃいかん、黒、なら警察に抗議すりゃよかて、きちんとした文書で抗議もしていない。私は本当にその職員がですね、かわいそうというふうに思います。

ちょっと話は変わりますが、この審査のですね、この審査のあったあとに処分しましたね。これは不服申立ての権利がありますね。その不服申立てはあっているのかなかったのか、分かれば課長。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 先ほども言いましたけど、県警に対しては何度も申し入れをやっておると、文書においてもA君がやっているということです。しかし回答は、捜査に問題はないと、これが警察の回答だ。不服申立ては処分をするときに、3か月以内に申立てはできますと申し送っておりますから、不服がある場合はその間に申立てをするでしょう。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 今、町長の答弁の中でですね、不服があったら3か月以内のことで言われましたですね、ということはもう3か月過ぎましたので、その事実があるのかないのか、よろしくをお願いします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。

その件につきましては、個人の問題でございますので、ここでの答弁は控えさせていただきます。以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 答弁は差し控えるというふうに言われましたが、私もですね、この件に関して熊日新聞が出されている記事ですね、4日ほどありまして、この中でですね、県立大学の教授がですね、今回のケースは事実確認ができなかったのであれば同法違反には該当しない可能性があるというふうにですね、述べられております。やっぱり熊日さんあたりもですね、きちんとした法学者の意見として載せられておりますが、こういう意見についてはですね、やはり耳を傾けてですね、この処分はですね、本当に何回も言いますが、警察がやって脅されたのなら処分する理由はないというふうに思います。今は公益通報とかいろんな言葉がありますけど、そのことにもですね、当てはまる可能性がありますので、これはですね、もう一回ですね、処分はちららにして、撤回して、もう一回審査をですね、きちんとした形でやり直しなごさすべきだと思います。やはり懲戒処分を受けたらですね、その職員さんは一生ついてきます一生、懲戒処分を受けたらどうなると。

やはり町長、町長が採用した職員だったらですね、これは人間予行演習なしの一発勝負でいき

よっとだけんですね、やはりそこらへんはですね、ほかの職員の見せしめになるように処分をせんでもですね、もう少し人間味のあふれることをやってもらいたいというふうに思いますが、もう平行線になると思いますのでですね、是非ですね、そのへんも加味しながらですね、やってもらいたいと思います。

それで不服申立てがあったかなかかはですね、自ずと日にちが経ってくれば分かります。そしてですね、いろんな聞き取り調査があると思いますので、あったらですね、是非議会のほうにもですね、お知らせしていただけないでしょうか。いかがですか課長。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問に答えますけど、議会にはする義務はありませんので、時と場合によります。よろしくお願いします。

（はい。）

この問題はですね、もっと根を掘り下げていきますといろいろあったんです。そのことをすべて言うわけにはいかんから私もふせておりますけど、坂本議員も知っとられると思いますけどね、あんまり追及せんほうがいいと思います。分限委員会これは第三者委員会に今度からは切り換えます。やっぱり身内がですね、身内を裁くことはまず無理です。第三者委員会、弁護士も含めた第三者委員会で処分のことはですね、図りたいと思う。私が聞いた弁護士は、公益通報にはあたらないということだったので処分をしたわけです。

以上、答弁します。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 平行線ですのでですね、ちょっとまとめますが、やはり分限委員会です、全体白だった、弁護士も白だった、やはり日本の民主主義、戦後民主国家になってですね、個人の暴走これを止めるためにですね、いろんな方策がなされております。これをですね、個人の判断で差し戻して、処分たいて、これをやったらですね、昔の戦前と同じようになってくると思います。やはりですね、このことを踏まえながらですね、是非この今度の第三者委員会とかいろんなことまで含めてですね、是非町長1人の判断でするんじゃなくて、みんなの意見を聞きながら是非やってもらいたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（松尾純久君） 総務課長、古閑康広君。

○総務課長（古閑康広君） 坂本議員の今までの答弁の中で、弁護士が白だったと言われましたが、弁護士2人に聞いたんですが、すべて白じゃないです。これを決めるにはもう少し調査が必要ということで、どちらにもつかなかったところもありますので、すべての方が全部白じゃありませんので、そこは申し添えておきます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） じゃあもう少し調べてから答申してください。よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） これで6番、坂本和也君の質問は終わります。

これですべての一般質問を終わります。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 動議を提出します。議長に発言許可を求めます。

○議長（松尾純久君） 賛成者はありますか。

ただ今、狩野勝次君から動議が出されましたので案を説明してください。

○4番（狩野勝次君） それでは動議提出理由を申し上げます。

玉東町新庁舎及び駅前高層マンション建設に関し、過日NHKニュースが報じた官製談合防止法違反疑惑のことで、真相究明のため、地方自治法第100条第1項の規定どおり、百条委員会設置の動議を発議いたします。

6月12日のNHKニュースで、町の内部情報を外部に漏らしたとして、先月減給懲戒処分とした職員について、この職員が官製談合防止法違反の疑いで捜査を受けた際、警察に内部情報を提供していたことを処分理由にしたと明らかにした。この職員は、町側の聞き取りに対し、当初情報の提供を認めていたが、その後否定したという。町長が警察に情報を漏洩したことは間違いないと最終的に判断し、地方公務員法の守秘義務違反にあたるとして処分を決めたとしている。

町長は、捜査を受けていた容疑については何もなかったと潔白を主張したうえで、内部情報を漏らした職員は処分をしとかなと、二度とこういうことがあったら職場内で疑心暗鬼が起きてしまうということで処分したと答弁されました。

6月13日、NHKニュースで、官製談合の疑いで任意の取り調べを受けている中で、警察に役場の内部情報を提供したとして、玉東町職員を懲戒処分にしたことで、13日に開かれた定例町議会で、強い調査権を持つ百条委員会の設置に向けた動議が提出されたが、賛成少数で否決された。町長は、議会は正確な判断をしたと思う。処分した職員は、公益通報制度を使っておらず、守秘義務違反にあたるという考えに変わりはないと述べ、処分は適切だったとする考えを重ねて示した。

捜査の中で、町の判断は妥当だったのか、法律の専門家、大学教授は以下のように指摘している。捜査に従った結果、懲戒になってしまうという一連の流れがあるわけですね。捜査ですから当然真実を述べていくということになると思います。それに紐付く内部資料を提供することは一般的ですし、むしろ公務員として積極的に法令違反の是正、疑いに対して真摯に向き合ったということで、評価というものに位置づけられるとも思います。懲戒処分というのは妥当ではないのですし、公益通報にあたる余地があるということも理解しながら対応すべきだと思います。町長の専決で処分がなされたということですから、町長としての説明責任を果たすべきということになると思います。と報じられました。

玉東町町民から見た疑問点、1、NHKニュース報道によれば、懲戒処分を受けた当該の職員は、当初は内部情報を外部へ提供したことを認めたが、その後は否定したとあります。いったいどちらが真実なのでしょう。2、報道されている内部情報とは、具体的にどのような情報だったのでしょうか。3、報道されている内部情報は、本当に守秘義務違反にあたっているものだったのでしょうか。4、警察の捜査を受けたとされる職員らは、もともと役場新庁舎及び駅前高層マ

ンション建設時の官製談合防止法違反の疑いで捜査を受ける中で、任意の事情聴取を受けたと報じられているわけであります。つまり、警察が官製談合防止法違反の疑いで捜査したことと、当該職員が内部情報を漏洩したことは切り離して考えるべきではないでしょうか。

以上のようにNHKニュースが報じた内容は極めて断片的であります。これでは主権者である玉東町町民に真相の詳細を報告することが極めて困難であります。警察が官製談合防止法違反の疑いで任意の事情聴取をするに至ったもとの情報の出所の解明や、懲戒処分を受けた当該職員の名誉にかかわる証言時の背景から、否定に転じたとされる真実を解明するためには、捜査にあたった警察当局の協力が不可欠であると考えます。これを可能にするためには、強大かつ広域な捜査権限を持つ百条委員会を設置することが極めて有効であると考えた次第でございます。

地方公務員法第100条第1項の規定により、百条委員会設置を設置することで、警察が官製談合防止法違反の疑いで捜査をするに至った情報経路など、真相解明が可能になり、町長のNHKニュースで答えられた発言の潔白性、信頼性が、百条委員会の設置をとおして証明され、玉東町の社会的信頼性の担保になると考えております。

我々議員が、議会とコンプライアンスに基づき、当事案の詳細を把握しておかなければ、玉東町町民へ答えることが困難になります。議員各位におかれても町民から選ばれた方々であり、事実を町民に知らせる義務があることを考えれば、百条委員会で事実が明らかになることを反対されるはずがないと思っています。議員各位の良識ある判断を心から願うものであります。

以上。

○議長（松尾純久君） ただ今、狩野勝次君から、百条委員会設置することの動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので成立します。

百条委員会の動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（議長、賛成反対の討論はないんですかね。）

ありません。

（反対の討論をお願いします。）

この動議のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。起立を願います。

（どっち。）

賛成する方の起立を願います。

（討論をちょっとお願いします。）

討論はありません。緊急動議はありません。だから討論が要るんだったら、ちゃんと案を添えて動議を出しなさい。緊急動議はありません。

（動議には討論ありますよ。）

ありません。ありません。

（なら議長権限で討論なしでいけますか。）

そうです。はい。討論はありません。

（私たちはですね、1年に1回議員研修でもですね、長洲であったときも先生がですね、議員

研修で。)

(大城戸議員、立ってから言いなっせ立ってから、聞こえん。)

(あのですね、賛成反対は討論ではっきり、賛成で討論反対で討論、討論してください。)

ちょっと待ってください。待ってください。

しばらく休憩します。

休憩 午後4時54分

再開 午後4時59分

○議長(松尾純久君) 討論は認めません。よってこの動議のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(松尾純久君) 賛成少数です。したがって、百条委員会設置の動議は否決されました。

日程第4 議案第44号 令和7年度玉東町一般会計補正予算(第2号) 専決第6号

○議長(松尾純久君) 日程第4、議案第44号「令和7年度玉東町一般会計補正予算(第2号) 専決第6号」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、西浦仁敏君。

○企画財政課長(西浦仁敏君) それでは、議案第44号について御報告申し上げます。

専決処分について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求める。令和7年9月16日提出、玉東町長。

1、処分件名、令和7年度玉東町一般会計補正予算(第2号)。

2、処分年月日、令和7年8月12日。

提案理由、令和7年8月豪雨による災害の復旧等に係る経費を専決処分したものである。

続いて、専決処分書です。専決第6号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度玉東町一般会計補正予算(第2号)について、別紙のとおり専決処分する。令和7年8月12日専決、玉東町長です。

それでは予算書のほうをご覧ください。予算書を1枚おめくりください。

こちらについては、8月の記録的大雨に伴う災害復旧に係る経費に特化したものを予算化しております。専決第6号、令和7年度玉東町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億429万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億867万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年8月12日専決、玉東町長。

1 ページ目です。

第1表、歳入歳出予算補正、補正を行った款項の区分のみ御説明いたします。

歳入です。予算書2ページ目をご覧ください。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、3,195万円を追加します。

18款、繰入金、2項、繰入金、1億7,234万5,000円を追加します。

3 ページ目です。

歳入合計、補正前の額に2億429万5,000円を追加し、52億867万5,000円といたします。

続いて4ページ目をご覧ください。歳出です。

3款、民生費、1項、社会福祉費は135万円を追加。3項、災害救助費、2,652万7,000円を追加。

4款、衛生費、2項、清掃費、6,544万9,000円を追加。

6款、農林水産業費、2項、林業費、200万円を追加。

8款、土木費、5項、住宅費、764万円を追加。

10款、教育費、1項、教育総務費、328万2,000円を追加、2項、小学校費、2万円を追加、3項、中学校費、1,520万6,000円を追加、5項、社会教育費、335万1,000円を追加、6項、保健体育費、2,387万円を追加。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、2,200万円を追加、2項、公共土木施設災害復旧費、3,360万円を追加。

歳出合計、補正前の額に2億429万5,000円を追加し、52億867万5,000円といたします。

続いて予算書のほうは8ページ目をご覧ください。詳細について御説明していきます。

2、歳入、14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、2目、衛生費国庫支出金は3,195万円を追加します。説明欄です。災害等廃棄物処理事業費国庫補助金、補助率は2分の1となります。

18款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は1億7,234万5,000円を追加します。本予算の歳入不足について、当該基金を繰り入れることで調整しております。

続いて、9ページ目、歳出です。

3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費は135万円を追加します。説明欄です。災害見舞金です。支給対象は床上浸水となった世帯を対象としておりまして、3万円掛けるの45世帯で見積もっております。

続いて、同じく3款で3項、災害救助費です。1目、災害救助費、こちらは災害発災後、応急的に被災者の支援を図るための予算を計上しております。説明欄です。時間外からですね、災害救助費事業の事務費をそれぞれ計上しております。主な内容としましては、まず、災害ボランティアセンター負担金はですね、ボランティアの受け入れや活動調整を行う災害ボランティアセンターへの運営費の補助金として50万円を計上、住宅応急修理補助金は、居室、炊事場、トイレ等日常生活に必要な最小限の部分の住宅の修理費のこととなります。対象は床上浸水に伴う半壊以上及び準半壊が対象です。補助額は半壊以上の場合が、1世帯当たり73万9,000円を限度額としております。準半壊の場合が、1世帯当たり限度額が35万8,000円となっております。総計で2,396万円を計上、学用品補助費は、床上浸水の被害を受けた児童生徒の世帯が対象としております。7

万8,000円を計上。

続いて、4款、衛生費、2項、清掃費、1目、塵芥処理費は、災害ごみにかかる処分、運搬費用等を計上しております。主なものとしましては、医薬材料費としましては、家屋消毒、逆性石鹼等の費用として42万5,000円。

続いて、10ページ目ですけれども、手数料におきましては、家電4製品のリサイクル処分手数料として330万円、そして災害ごみ処分委託料は、熊本県産業資源循環協会への処分や運搬業務を委託、加えてシルバー人材センターへの受付業務委託分としまして、総計で6,082万4,000円を計上しております。

続いて、6款、農林水産業費、2項、林業費、1目、林業費は200万円を追加、災害電気柵等補修資材補助金としまして、電気柵、ワイヤーメッシュ柵の補修費用への補助となります。200万円を計上しております。

続いて、8款、土木費、5項、住宅費、1目、住宅管理費、764万円を追加しております。こちらは町営住宅稲佐団地の災害復旧費用を計上しております。内容は、まず浄化槽の取り替え修繕料として200万円、浄化槽の汲み取り手数料として10万円、そして稲佐団地の復旧工事設計委託料として250万円、家財道具仮置き場リース料として267万円、共益費の補助として37万円を計上しているところです。

続いて、10款、教育費、1項、教育総務費です。教育費におきましては、学校教育施設及び社会教育施設の災害復旧費用を計上しているところです。まず3目、共同調理場運営費は328万2,000円を追加します。内容は雑排水処理ブロアの取り替え料として127万6,000円、清掃委託料、床下浸水に伴うものです。62万4,000円、給食配送車リース料として4か月分、138万2,000円を計上しております。続いて、2項、小学校費、1目、学校管理費は2万円を追加です。木葉小学校の修繕料2万円です。

続いて、3項、中学校費、1目、学校管理費は120万6,000円を追加、こちらは浄化槽ブロア取り替えの修繕料として120万6,000円、4目、学校施設整備費は1,400万円を追加しております。こちらは玉東中学校グラウンド災害復旧工事費です。こちらはグラウンド表面の掘削、砂の敷きならし、転圧等による原形復旧を内容とする工事としております。

続いて、5項、社会教育費、1目、社会教育総務費は48万円を追加、職員の時間外手当です。続いて、2目、公民館費は287万1,000円を追加します。内容は中央公民館災害復旧工事設計業務委託料として132万円、それから床上浸水に伴う清掃委託料として155万1,000円を追加しております。

続いて、12ページ目をご覧ください。

2目の体育施設費です。こちらが2,387万円を追加しております。内容につきましては、町民体育館災害復旧工事設計業務委託料として132万円、それから町営グラウンド等災害復旧工事設計委託料として55万円、町営グラウンド災害復旧工事費として2,200万円を計上しております。工事費につきましては、中学校グラウンド同様、原形復旧を内容とする工事内容となっております。

続いて、11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費、1目、補助災害復旧費は2,200万円を追加しております。こちらは農地等災害復旧測量設計業務委託料として2,200万円を計上して

おります。内容は農地18件、農道・水路が9件というような内訳となっております。

続いて、2項、公共土木施設災害復旧費、1目、補助災害復旧費は2,860万円を追加しております。こちらは道路や河川に係る災害復旧測量設計業務委託料となります。2,560万円です。内訳は、道路が9件、河川が2件分を今回計上しているところです。工事請負費は、二俣西安寺線道路災害応急仮工事を含む3工事分の300万円を計上しているところです。

最後に2目、単独災害復旧費は500万円を計上しております。土砂・倒木撤去委託料500万となっております。

最後にですね、13ページ以降給与明細書が添付されておりますけども、今回は常勤職員の時間外手当分を補正しておりますので、そちらのほうの内容としてあがっております。内容については後ほどお目通しいただければと思います。

以上、御報告申し上げます。御承認いただきますようよろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ページのほうは9ページのほうになります。大変課長のほうから今しっかりといただいて、中身を聞いたんですけど、ちょっとそこだけが飛んだので、一つだけちょっと、真ん中ですね、3款、民生費のところ、3項、災害救助費のところですね、1目、災害救助費のところ、一番こっちの説明欄のところですね、災害救助費というところの下のほうから2番目のですね、住宅応急修理補助金というところですね、補助金のほうが付いているんですけども、これが全壊と半壊という言葉等があったのと、それと全壊、何が全壊、そのところがちょっと分かりませんでしたので、ちょっといま一度この中身を説明していただけたらありがたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 福祉課長、岩川康幸君。

○福祉課長（岩川康幸君） 2番、功刀議員の質問にお答えしたいと思います。

まず対象者につきましてはですね、半壊もしくは準半壊というふうになっており、半壊につきましては、床上浸水の10センチ以上の方が半壊で、補助額が73万9,000円、床上浸水で、床上10センチ未満の浸水につきましては準半壊となり、補助額につきましては35万8,000円となっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） いいですか。

○2番（功刀圭一君） 分かりました。世帯数のあれは、さっきこれ罹災証明書を見るのと変わらないということですよ。世帯数も少しよかったら。

○福祉課長（岩川康幸君） 予算で計上していますのがですね、床上浸水、半壊以上につきましては30世帯、床上浸水の準半壊につきましては5世帯の分を予算計上しております。

以上です。

(ありがとうございました。)

○議長（松尾純久君） 功刀圭一君の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松尾純久君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松尾純久君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は、原案のとおり承認されました。

お諮りします。本日の会議はこれで散会にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、本日は散会することに決定しました。

本日はこれで散会します。

明日は午前10時に開会します。

起立、お疲れさまでした。

散会 午後6時10分